

令和3年12月10日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
税	務	吉	牟田		剛
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
農	林	山	崎	公	和
都	市	山	浦	康	則
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也

令和3年12月10日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和3年12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	1 中 村 日出代	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃えるごみ袋の強度の強化について</li> <li>2. 中牟田中央児童遊園のユニバーサルデザイン遊具設置と駐車場の整備について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)ユニバーサルデザイン遊具の紹介について</li> <li>(2)同公園の駐車場整備について</li> </ol> </li> <li>3. 鹿島小学校体育館側トイレの改修要望について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)鹿島小学校体育館側トイレの設置年度について</li> <li>(2)鹿島小学校からの同トイレ改修の初年度要望日について</li> <li>(3)改修要望の主な要因と現在まで改修しなかった理由について</li> </ol> </li> <li>4. 空家等対策の推進に関する特別措置法について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)同法律第6条の空家等対策計画について</li> <li>(2)同法律第9条の立入調査等について</li> <li>(3)同法律第7条の協議会について</li> <li>(4)同法律第14条の特定空家等に対する措置について</li> </ol> </li> </ol>
5	4 杉 原 元 博	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 孤立する高齢者への支援について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)鹿島市の65歳以上の高齢者人口と割合について</li> <li>(2)地域の中で繋がりを持てるような対応策について</li> <li>(3)高齢者の引きこもり対策について</li> <li>(4)ごみ戸別収集支援（ふれあい収集）について</li> <li>(5)民生委員の現状について （市全体と地区別の人数と平均年齢及び報酬額）</li> <li>(6)深刻化する高齢者の孤立対策について</li> </ol> </li> <li>2. 空き家対策について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)空き家・空き店舗の現状について （市全体及び地区別（6地区）の空き家等の状況）</li> <li>(2)老朽危険家屋の現状と対策について</li> <li>(3)老朽危険家屋の解体費用の補助について</li> <li>(4)解体後の土地の固定資産税の減免について</li> <li>(5)空き家バンクの活用について</li> <li>(6)今後「空き家対策」をどのように進めていくのか</li> </ol> </li> </ol>
6	5 樋 口 作 二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新自由主義社会の中で、市民の暮らしはどう変わったのか               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)新自由主義とは何か</li> <li>(2)新自由主義は、なぜ見直されているのか</li> <li>(3)鹿島市民の所得はどう変わったのか （農業者、漁業者、商工業者、給与所得者）</li> <li>(4)新しい資本主義とは何か</li> </ol> </li> </ol>

順番	議員名	質問要旨
6	5 樋口 作二	2. デジタル化した社会は、どう変わっていくのか (1) 社会のデジタル化はどのように進んでいるのか (2) キャッシュレスに問題点はないのか (3) 教育にデジタル化は馴染むのか

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。1 番中村日出代議員。

ここで申し上げます。中村日出代議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○1 番（中村日出代君）

おはようございます。1 番議員の中村日出代です。よろしくお願ひいたします。

今年も残り少なくなってまいりました。市民の皆様、私、共に体調管理には十分気をつけて、健康で明るい新年を迎えたいと思います。

それでは、質問に入ります。

私の質問の中で、検討すると回答していただいた提案事項の燃えるごみ袋の強化について質問いたします。

燃えるごみ袋が破れやすいので、強度を高めてもらえないかとの要望が市民の方々からありました。この意見を受けて、ごみ袋の強度の改善ができないかとの質問をいたしました。現在までの進捗状況を教えてください。

次に、中牟田中央児童遊園のユニバーサルデザイン遊具の設置と駐車場の整備について質問いたします。

まず、設置予定しているユニバーサルデザイン遊具の紹介について、9 月議会でも紹介していただきましたが、再度どのような遊具か詳しく説明をお願いいたします。

次に、鹿島小学校体育館側のトイレの改修要望について、鹿島小学校体育館側トイレの設置年度について質問いたします。

鹿島小学校体育館側のトイレが非常に古く、また、和式トイレで子供たちにとって大変使い勝手が悪い状態にあります。

そこで、同トイレが設置された年度をお答えください。

最後の質問です。

空家等対策の推進に関する特別措置法について、まず、この法律の目的について説明をお願いいたします。

関連質問はこの後行います。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

おはようございます。それでは、中村日出代議員の質問にお答えをいたします。

燃えるごみ袋の強度について、この件につきましては、本年3月の定例会で質問を受けております。強度の高い袋に変えられないかということでありました。そのため、私どもといたしましては、本年6月、それと2回目につきましては、10月から11月の2回にかけて市民の皆様を対象にモニタリングを実施いたしましたところでございます。

まず、1回目のモニタリングですが、これは6月、サンプルとしては少ないわけですが、10世帯を対象に行いました。鹿島市が今採用している厚みの同等品、それと、それよりも厚いもの、それと薄いものということで3種類を用意させていただいて、モニターからの御意見を頂戴いたしましたところです。

この件に関しまして、結果的には厚いものでも薄いものでも鹿島市同等品の厚さであっても特に目立った所見は見られなくて、表的には特別に支持をされるというような結果は得られなかったということでもあります。その中で、鹿島市が使っているものがよいという特別の意見として答えていただいたのが、8名からサンプルをいただきましたけれども、その中で6名の方が鹿島市の袋を支持されたという意見があつてございます。

この結果、厚みによるものが判断つきませんでしたので、あとは2回目ということで、製法の異なるポリ袋を用いたモニタリングを行ったところです。

製法の異なるポリ袋、これについて若干説明いたしますと、私どもが使っております燃えるごみの袋につきましては、中低圧ポリという製法でありまして、質感はしゃりしゃりとしてガラス調の半透明、これは引っ張り強度に優れているというような特徴を持っております。

それで、今回、モニタリングに高圧ポリを使わせていただきました。この特徴は、質感はつるつるとして柔らかく、透明でございます。強度的には、引っ張り強度、引き裂き強度ともに平均的な強度というような特徴であります。今回、この高圧ポリをモニタリングに採用いたしましたところです。

10月から11月にかけて市内の500世帯にモニターということになっていただきましたけれども、その結果につきましては、今のところまだ集計できておりませんので、確定的なところはまだでございますけれども、現時点では若干モニター用を支持される方が多いというような状況でございます。今月中にはモニターの意見も検討いたしたいというふうに考えてお

るところですが、一方では、袋を回収される事業者の方も接される機会が多いということから、意見を聴取したいなというふうに思っております。市民の皆様に使っていただくわけですので、よりよい選択ができますように今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

福祉課のほうからは、中央児童遊園の解体後の大型遊具につきまして申し上げたいと思います。

市民の皆様から長い間親しまれてきた中央児童遊園のタコの形をした大型遊具ですが、老朽化のために令和3年、今年9月に解体を行いました。解体後には新たな遊具の設置を予定しており、小さな子供も利用できますユニバーサルデザイン遊具の設置を目指しております。その財源につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業に現在応募しております。採択結果につきましては令和4年3月末までに市へ通知されることになっております。採択をされれば、令和4年度の6月補正に遊具設置の予算を計上する予定でございます。また、今年10月に行ったコミュニティ助成事業の申請時には、様々な関係者からの応援をいただきました。それで、遊具に関する市民皆様の期待の声なども県に届けてまいりましたが、採択されることを期待しております。

さて、9月議会で申し上げましたが、ユニバーサルデザイン遊具とは、ユニバーサルデザインの視点で考えられた、小さな子供でも利用できる遊具でございます。遊具の形といたしましては、上り下りがしやすい低い階段と2種類の滑り台、アーチ形ブリッジ、それから、うんてい、はしごなどの複合型遊具で、大きさとしては大体10メートル前後、カラフルで楽しい遊具の設置を想定しております。

また、中央児童遊園は幼稚園等の散歩コースや地域の方々の憩いの場、福祉施設の遠足の場、それから、子育て支援センター、あるいは子育てサークルの活動の場として使われておりますが、新たな遊具を設置することで子育て世代が集まる交流の場としても大変期待をしております。近年はこの助成事業を使ってユニバーサルデザイン遊具を設置している自治体が増えておりまして、鹿島市としても設置をしたいと考えておりますが、市単独での財源確保が難しいため、ぜひこの助成事業の採択を受けて財源を確保してから設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

私のほうからは、鹿島小学校体育館横のトイレの設置年ということでお答えいたします。  
体育館横のトイレにつきましては、昭和54年に建築をされております。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私のほうからは、空き家対策についてお答えしたいと思います。

空家等対策の推進に関する特別措置法第1条に目的がありますので、御紹介させていただきます。

「第1条、この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。」となっております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、まず最初にごみ袋の件ですけど、ごみの分別は我々市民に課せられた義務として行っているのか、それとも協力という形で行っているのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

ごみの分別について義務か協力かという究極的な御質問かなというふうに思っておりますが、鹿島市といたしましては、義務というようなところまではちょっと考えにくいかなと。市民の皆様に御理解をいただいた上で、よりよいごみの搬出、それと、ごみの減量化ということに御協力をいただいているということで我々は考えておるところです。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、協力をしていただいているのであれば、市民の皆様に対して、この分別の協力にある程度の配慮は必要ではないかと思いますが、どうですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

配慮ということですが、ごみの収集につきましては、市の業務ということに課せられているわけですが、やっぱりごみの減量化ということと、個人の公のためのごみ徴収ということもありまして、料金を頂いているということでもあります。この件につきましては、市民の皆様にも御協力をいただいておりますし、我々のほうもそれにできる限りお応えしていくというようなスタンスでおるところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、先ほどお答えしていただきましたけれども、現在、改善してもらいたいとこのままでいいというのはどれくらいの割合ですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

モニター様は500世帯にお願いをいたしておりますが、今集計できているので324名の方から御意見をいただいております。その中で、従来品がよろしいという、現在のままのほうがよいという方が139名、それに対して、今回使わせていただいたモニター袋、こちらのほうがよろしいという方が178名、残りの7名になりますが、これにつきましては、甲乙つけ難いということで、無印の形で御意見を頂戴いたしております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、改善する、しないの判断は、50、50じゃなくて、6割、7割といろいろあると思いますけれども、どういうふうな時点で判断の基準に置いていますか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

判断の基準であります。これに関しては厳密な数字的な基準というのは設けてございませんが、やっぱり支持数が大優先かなというふうに思っております。

あと、附帯意見ということで御意見を頂戴しておりますので、そこら辺の中身を再度検討させていただいて、これはやっぱりモニター用がいいな、あるいは従来のほうがよいなど、そこら辺の個人様御意見も参考にしながら、最終的に総合的な判断をやりたいというふうに考えております。



○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、改善するかしないかの判断をしたときに、我々市民に対しての広報というのはどういうふうな形ですのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

広報の手段でございます。もしモニター用の高圧ポリに変えるということになれば、これは市民の皆様にも当然広報すべきでございます。今現在考えているのはやっぱり市報での広報かなというふうに思いますし、あと回覧板等々も活用いたしまして広く広報に努めたいというふうに思っております。

これに関しましては、従来品も在庫が多分あるかと思しますので、その利用も可能ということでもありますし、また、我々の倉庫の中にもありますので、そこが切れるまで従来品も活用できるというような広報は行っていきたいというふうに思っております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは次に、中牟田中央児童遊園の整備について質問いたします。

先ほどユニバーサルデザイン遊具の説明を詳しくいただきました。子供たちにも優しい遊具ということですね。

それでは、県内にユニバーサルデザイン遊具が設置してある公園は何か所あるか、教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

今回応募しているコミュニティ助成事業におきまして、事業の採択を受けて設置されたユニバーサルデザインは、まず、全国において令和元年度が6か所、それから、令和2年度が8か所、令和3年度は14か所と増加をしております。近年の採択結果を確認したところ、県内で採択されたユニバーサルデザイン遊具の設置はございません。

以上です。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

県内には設置している公園がないということで、市民の皆さん、そして、近隣の市町から利用しようと訪れる方が多くなることが予想されます。この遊園を利用されていた方は、駐車場がなくて仕方なく路上に駐車されていたり、近所のどこかに車を止めていたとのお話も聞きます。

〔映像モニターにより質問〕

それは、駐車場を路上——この状態ですね。左側が公園、右側は一休庵というところで、この路上に車を止めて公園を利用していたりということもあります。また、車は止めないで、どこに止めているのか分かりませんが、どこかに止めてこの公園で子供さんたちを遊ばせていたということです。交通安全の観点からも路上駐車をなくす。そして、一番大切な子供さんたちの安全を確保するためには、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんたちの子供さんたちを見守る目が必要だと思います。

そこで、公園に駐車場がないということが一番の問題となっていると思います。この駐車場の整備についてはどう考えておられるか、教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

先ほどありましたように、中央児童遊園は近隣の住民とか車で来られた方々、子育て世帯が利用をされておりますが、新たに遊具を設置することによって、さらに子育て世帯の利用増加が期待できる一方で、先ほど議員がおっしゃったように、現在、中央児童遊園へ自家用車で来られる方が公園横の、先ほどの道路沿いとか、それから、付近の駐車場に駐車されているというお話がありまして、付近の住民さんからは駐車場整備の要望が出ております。

駐車場があれば利便性が向上して利用者の増加も期待されるため、担当課としては駐車場設置の重要性は感じているところでありますが、まずは遊具の設置を優先いたしまして、その後に駐車場の設置を地元との調整を図りながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

公園と駐車場というのは大体セットですよ。やっぱり子供さんたちが遊んでおるところをお父さんもお母さんも見ておくと、危なくてどうしようもないですよ。駐車場の整備というとは本当に重要なことですので、よろしく願いいたします。

この遊園にユニバーサルデザイン遊具を整備すれば、利用する市民が多くなり、市内への人の流れも自然と多くなっていくのではないかと期待できます。それによって市内の商店街にもよい影響があるはずですよ。ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

それでは次に、鹿島小学校体育館側トイレの整備について質問いたします。

〔映像モニターにより質問〕

これは鹿島小学校のグラウンドから見たところですね。右側に茶色い建物がありますけど、これがトイレです。このトイレのことについて質問いたします。

答弁があったように、このトイレは昭和54年に建てられて、はや42年経過しております。私の娘も昭和54年生まれで42歳ですけど、本当に長い間このトイレがここに存在しているわけですよ。また、このトイレは和式トイレで、子供たちには本当に使い勝手が悪いんですよ。昨年、このトイレの小便器が詰まっており、臭いがひどいということで、教育総務課にお願いして、その小便器が流れるようにはしていただきました。

その後、その状況を市の職員が見て、これはひどいなと思われて改修していただけるかと期待していましたがけれども、何の改修工事也没有。あのトイレの状況を見て、市として何らかの対策をしなければとの問題意識はこの時点ではなかったのでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

お答えします。

学校からも継続して要望がされておまして、また、古い設備であることも承知をしておりました。ですので、対策の必要性ということでは当然感じていたところですよ。しかしながら、市内全学校の要望の中で緊急を要するものや安全のために急がなければならないものというのがあります。そちらを先行する必要があります。そのため、議員がおっしゃられたように、ひとまず配管の修繕によりまして臭いを解消し、通常の使用ができる状態ということで復旧をしているところですよ。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

今緊急とおっしゃいましたけれども、緊急というのは緊急事態とか、緊急避難とか、急がないと自分の身が危ないというのは緊急ですよ。例えば、2年ぐらい前に浜小学校で天井が落下しました。ああいうのが緊急ですよ。

それで、緊急と言われるような学校の状態というのは、今ちょっと紹介してください。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

緊急ということで少し言葉のニュアンスのところもありますけれども、学校のほうで起こったそういった事態ということでいいますと、雨漏りとか、体育館の外壁が腐食していたり、野球やサッカーの防球ネットの破れであったり、支柱に亀裂が入っていた、また、学校の敷地の中にあります水路の護岸が崩れていたというような、そういったケースが私どものほうで緊急を要するというところで考えて対応しているところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それは緊急でも何でもなくて、ただ、急がなければならないという事案ですよ。

それでは、鹿島小学校からの同トイレの改修要望の初年度はいつだったのか、教えてください。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

鹿島小学校から最初にトイレ改修の要望が出されたのは、平成27年となっております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

平成27年ということは、もう6年たっているということでしょう。そしたら、その前から恐らく要望ばしようしようと思っていたはずですよ。これは6年もたっているということは、それは雨漏り何とかも大事ですけども、急がなければならない事案ではありますよ、6年もたっていますから。

このトイレを利用しようとした子供たちも多くあったはずですね。1年生に入学して6年生を卒業するまで、変わりなく古い、使い勝手の悪い和式トイレがある。何で新しいトイレにしてもらえないかとの思いで子供たちは卒業していったわけですね。

それでは、次の質問です。

改修要望の主な要因と現在まで改修しなかった理由について教えてください。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

それでは、改修要望の内容と改修できなかった理由ということでお答えをいたしたいと思えます。

まず、改修要望の内容といたしましては、利用する人数に対して便器の数が少ない。また、

夜間利用時に照明が暗く、不便ということで、古い造りで狭く、使い勝手が悪いといった意見が出されております。

また、現在まで改修できなかった理由といたしましては、様々な要望の中で、より急がなければならないものが優先をされてしまったということ、また、鹿島小学校は管理棟の大規模改修が平成29年に行われておりまして、その際に併せて改修を計画しておりましたが、そこまで手が回っておりません。それと、令和元年度につきましては、猛暑でしたので、市内小中学校へのエアコンの設置工事が全体的に行われております。また、令和2年につきましては、GIGAスクールに伴いまして1人1台タブレット端末の購入や通信環境の整備工事など、大きな事業がっております。また、令和3年、今年度につきましては、特別支援学級が増加をいたしまして、そのため、教室へのエアコン設置が優先をされております。

こういった理由で、この数年は優先度としては高くはなっておりましたが、実施に至っていないというところです。

**○議長（角田一美君）**

1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

先ほどの理由の中で、一番大事な和式トイレで子供たちが使えないというのが入っていないというのちょっと不思議なところですけども、学校から要望がなかったわけでしょう。

大規模改修に併せていつも言われますが、その前の防犯カメラの件もそうだったですけど、大規模改修に併せて防犯カメラをつけられるということだったですよ。大規模改修に併せて犯罪が起きるかといったら、そういうことはないですよ。これも一緒ですけど、一年一年、子供さんたちは困っているわけですよ。だから、大規模改修は上位にあって、何で上位にあるのを改修できないかと。ちょっとそこは意味が分かりませんが、そこら辺で、細かいことでも大切なことがあるですよ。それを見誤らないように今後ともしていただきたいと思います。

それで、生徒の皆さんには清潔な環境の下で学校生活を送ってもらいたいとの思いは、父兄、そして、我々、市民の皆さんも共通の望みではないかと思えます。ぜひ清潔な環境を半年でも1年でも早く改修して整備していただきたいと要望しますが、担当課の答弁をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

山口教育次長。

**○教育次長（山口徹也君）**

お答えします。

今回のトイレは、学校からも継続して要望の上位に出されております。また、教育総務課のほうでも改修の必要性は感じているところですので、学校側と調整を図りまして、早く清

潔な環境が整備できるよう計画を進めていきたいということで考えているところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、最後の質問です。

空家等対策の推進に関する特別措置法については説明をしていただきました。冒頭で同法律の目的について説明していただきました。

結論は、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。」と規定されております。

それから、市町村の責務が同法第4条に規定されています。内容は、「市町村は、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」と規定されております。

つまり市町村は、空家等対策計画をつくり空家対策を実施するように努める。現在の市内の空き家の状況は想像しているよりはるかに増加していると、市民にとっては深刻な状態となっています。この法律は平成26年11月27日に公布され、平成27年5月26日に全面施行されております。

それでは、最初の質問です。

同法第6条の空家等対策計画について質問いたします。

同法の条文の内容については、「市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。」と規定されています。

空家対策計画をつくって、市民の生活に支障が出ないように施策を進めてもらいたいとの意味だと思います。国の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、基本指針を参考に、市から頂いた空家等計画について質問していきます。（資料を示す）全員協議会で頂いたこの資料に基づいて質問していきます。

それでは、資料の項目に従って質問いたします。

空家等対策計画の策定フロー図のステップ1です。

先ほども説明しましたように、国の空家等対策計画は平成27年5月26日に全面施行されております。同法律の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためには、基本指針は最終改正として令和3年6月30日付の国の資料によりますと、令和元年度末時点で全国の市町村の92%が既に作成済み、または作成予定あり、令和元年度末時点で全国の市町村の67%が既に協議会を組織済み、または組織予定ありと記載されております。

全国はこのような状況ですが、鹿島市が現在まで作成していなかった理由を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

空家等対策の推進に関する特別措置法及び市条例においても空家等対策計画の策定が義務づけられているものではなかったため、策定をされていませんでした。しかし、市内の空き家も増加傾向にあり、昨年策定しました鹿島市住生活基本計画での重点項目であります空き家対策の促進と連携を図り、これら空き家等の適正管理を行うために、空き家等の所在及び状況の実態把握並びに所有者等の特定を行い、空き家等に対する対策や活用を総合的かつ計画的に実施するために、空家等対策計画を令和5年3月に策定したいということで考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

義務づけられていなかったと今おっしゃいましたけれども、この法律の目的のところには、市町村による空家等対策計画の作成、定めることとなっておりますけど、これは義務じゃないのでしょうか、強い要請ではないんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

同第6条のほうに「空家等に関する対策についての計画を定めることができる。」となっているため、義務的なものではないと判断して策定を行っていませんでした。

しかし、市内空き家は増加傾向の中にありますので、空き家対策を総合的かつ計画的に進めていくためには、やはり空家等対策計画を策定することが重要だと判断したところでございます。これまで策定してこなかった件につきましては、反省すべき点だと思っておるところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

法律では恐らく義務とかじゃなくて、努めるものとか努力するとか書いてあると思うんですよね。それで、全国は92%が既に作成済みと、全国の方たちは強い要請とってつくっているわけですよね。鹿島市だけが全然思わなかったということになるんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

鹿島市だけがというよりも、ほかにも幾つかつくられていない部分もあると思いますけれども、鹿島市では法律が施行する前に条例を制定して取り組んできた経緯もございまして、その計画書までは作ってこなかったということが現状でございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

国の法律ができる前に、鹿島市では平成20年10月27日に条例をつくっておられます。これは先駆けて、いいなと思いますけれども、この条例をつくられた理由は何でしょうか。国に先駆けてつくられた条例の意味ですね。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

今もですけれども、近年、危険な空き家が増加していたため、何とか対処しなければならないということで、この条例を制定した経緯がございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

条例をつくられたのは非常に先見の明があったと思いますけれども、それでは次に、国の法律ができたら、国の法律に合わせてまた条例の改正をするのが普通だと思うんですよ。それが遅れたというのはどういう理由でしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

当初、条例をつくった際には、危険空き家に沿った形でつくった条例でございます。今回、条例を改正しようと今計画しておりますけれども、その件については空き家の活用を含めた形の条例にしようかということで考えているところです。これは昨年策定しました鹿島市住生活基本計画の重点項目でございますので、それに沿って今度改正しようかということで考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。



○1番（中村日出代君）

一番の問題は、総務課と都市建設課に分かれていたということだと思っんですよね。で、1つになって今度こういうふうになっていると思います。

それでは次に、空家等基礎調査について質問いたします。

国の指針では、所有者の特定調査項目が9項目あります。紹介しますと、1、登記情報、2、住民票の写し等及び戸籍の附票の写し確認、戸籍の確認、それから、5番目に親族、関係権利者等への聞き取り調査など、詳しく調査をするようになっています。これを全て調査するのでしょうか。それにはまた多くの人であったり、予算であったり、時間が必要となります。予想している範囲で、この3つの要件の内容を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

空家等対策計画を策定する場合は、法第6条第2項に定める項目を全て定める必要がございます。このため、空家等対策計画の策定に当たっては必要な情報を、先ほど御紹介いただきました所有者の特定調査項目をすることになりますが、鹿島市としては主に税務課の固定資産課税台帳の記載事項を確認して調査していきたいと考えています。それで不明な場合は、鹿島市が把握している情報で確認していきたいと考えているところでございます。

現地調査につきましては、地域の建築物の状態を把握されている地元自治会の協力を得ながら、専門の委託業者に外注しまして調査をしてまいりたいと思っております。ただし、所有者の情報等に関しては、担当の課で調査することにしております。

調査に要する費用についてですが、補助金を活用して調査等、所有者特定を予定しております。また、額につきましては、他の市町の事例を参考に業者のほうにも見積りを徴取していますので、今現在精査中でございます。

調査期間につきましては、まだ来年予算の審議もありますが、予定では来年6月頃に調査着手しまして、調査期間を6か月ほど設けまして、令和5年3月には空家等対策計画の策定を完了したいということで考えているところです。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは、令和5年3月に空家等対策計画が策定されるというわけですがけれども、現在困っている市民の方々への対応を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

現状で相談や情報提供があった場合は、現地の確認を行いまして、所有者を確定しまして、連絡を取って指導や助言ということを随時行っているところでございます。

また、危険な空き家につきましては、所有者の特定も行っており、所有者、もしくは相続手続がなされていない場合は、権利者に対して適正な管理を継続的にお願いしているところでございます。

**○議長（角田一美君）**

1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

今、相続人のお話がありましたけれども、この例は、町内にあります危険な空き家で、相続人の方が20人ぐらいおられて、19人は納得していただいて、あと1人が連絡がつかないということでした。その後の経過を教えてください。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

以前に御質問があった危険な空き家だと思います。現在、令和2年6月24日より連絡がつかない状況にありまして、昨年6月以降、3月までに11回、今年度に入りまして市役所より6回、また、司法書士事務所より電話連絡を行いました。電話に出していただけないという状況でございます。

また、特定記録郵便を司法書士事務所より2回、鹿島市より1回、現状の報告と相続の手続について送付をしているところでございます。これについては、相手方の手元に届いていることは確認しているところでございます。

**○議長（角田一美君）**

1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

それでは、次のステップ2について質問いたします。

ステップ2の特定空家等の危険な状態とは特定空家等の定義を意味していると思いますので、定義の説明をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項でいう特定空家とは、1つ目が、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、2つ目に、著しく衛生上

有害となるおそれがある状態、3つ目に、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、4つ目に、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と定義づけられています。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、この定義されている危険な空き家を現在何件把握しているか、教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

特定空家等に定義される空き家、これにつきましては、今後細かく調査することになりますが、現段階で把握している倒壊のおそれのある危険な空き家につきましては、26件となっております。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

その対策計画の策定に基本方針となっている定めがあると思いますので、その基本方針を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

基本方針につきましては、空家等対策計画に基づき対策を実施することで目指すべき姿、空き家等をどのようにしたいかなどについて、主に空き家等の発生予防、適正管理、利活用、除却、相談窓口などの観点から定めていくこととなっております。

具体的な方針につきましてはこれから策定していくわけですが、他の市町村の事例を見ますと、空き家の発生の予防と適切な管理、空き家等の利活用及び管理不全状況の空き家等への対応、空家等対策に関する連携体制の構築などが挙げられているところです。

○議長（角田一美君）

1 番中村日出代議員。

○1 番（中村日出代君）

それでは、9条の調査について質問いたします。

鹿島市の今後のスケジュールでは、令和4年3月に鹿島市空き家等の適正管理に関する条例改正案上程となっています。この条例を改正しなくとも、鹿島市の条例5条で実態調査はできたのではないかと思います。

その鹿島市の条例の5条は、調査、「市長は、前条の規定による情報提供を受け、又はその他の方法により、危険な状態にある空き家等に関する情報を把握した場合は、当該空き家等の実態について必要な調査を行うものとする。」となっています。

前条の規定ということで、情報提供、第4条、「市民は、空き家等が危険な状態であり、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに市長に対しその情報を提供するものとする。」となっています。

この4条、5条で把握した危険な空き家というのは何件ありますか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

条例が平成25年4月より施行を始めまして、令和3年3月末時点でこの条例に基づき、重複部分を除いて52件の相談がっております。そのうち、解決に至ったものが25件ということになっております。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

それでは次、第7条の協議会について質問いたします。

この条文の内容は、「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」となっております。

この協議会の必要性を教えてください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

空家等対策の推進に関する特別措置法において協議会の設置は義務づけではございませんが、来年度予定しています空家等対策計画は、今後の空き家に関する施策の方針のみならず、公権力の行使等を定めるものであるため、公平、公正かつ地域の実情を反映した計画となるよう、法第7条第2項に定めてあります学識経験者や地域住民の方などと議論の場を設けることが必要ということで考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

1番中村日出代議員。

○1番（中村日出代君）

また、義務ではないとおっしゃいましたけれども、義務がなければ、それでは、この協議会をつくらなければどうなるんですか。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

協議会をつくらなければ市の行政独自で判断していくこととなりますけれども、地域の実情を知った方とか、あと専門的な知識を知った方が協議会に入って、行政が行う判断に対して意見が必要と思いますので、協議会は義務づけはないと書いてありますけれども、必要ということで我々は感じているところでございます。

**○議長（角田一美君）**

1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

協議会をつくらなければ特別措置法の国の法律を活用できないということですよね、本当は。しかし、協議会をつくれれば税の措置があったり、所有者が分からないのも代執行できると、そういうようなことやったですね。

それでは、第14条の特定空家等に対する措置について、この条文の内容は、市町村長は、特定空家等の所有者等に対して、生活環境を保全するために助言または指導することができるとなっております。この条文は、助言、指導、勧告、命令をしても特定空家等の所有者が改善しない場合に行政代執行または略式代執行を市が行える法律です。

まず、代執行の内容と行政代執行と略式代執行の違いを説明してください。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

代執行とは、所有している空き家等が特定空家として認定された物件に対し、所有者に代わって行政が強制的に解体する場合の行為でございます。

行政代執行とは、行政代執行法に基づき行われるもので、特定空家等の所有者等に代わって行政が強制的に措置を行うことをいいます。

略式代執行とは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき行われるもので、特定空家等の所有者が特定できない場合に行政が措置を行うことでございます。

**○議長（角田一美君）**

1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

略式代執行を行う場合は、特別措置法の協議会をつくらなければならないということですよ。だから、どうしても協議会というのは必要な組織ですよ。

代執行をして、最悪の場合かかった費用が回収できないときの措置を教えてください。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

行政代執行の場合は、代執行にかかった費用は全て空き家の所有者が負担することになり、場合によっては財産の差押えや処分によって強制的に徴収されます。

略式代執行の場合は、所有者が特定できないことから行政が負担することとなりますが、執行後に所有者が判明した場合は、その所有者が負担することになります。

また、市が利害関係者として家庭裁判所に財産管理人の選任を申し立てて、財産管理人が跡地を売却した収益から費用を徴収することもできるとなっております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

1 番中村日出代議員。

**○1 番（中村日出代君）**

危険空き家等の問題は、現在、市内のどこの地区でもあると思われれます。私の近所にも空き家が数件ありまして、今のところ危険な状態ではありませんが、この先、数年たてばどうい状態になるかも分かりません。

法律でも定義されているように、危険空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となる状態、例えば、空き家の中に小動物がすみついたり、シロアリが発生したり、そして、著しく景観を損なっている状態とは、先ほど多数の相続人がおられるという町の話がありましたけれども、そういうふうな状態の家があります。この家も、先ほど話がありましたように、市が一生懸命努力をしてくださっていますが、なかなか解決には至っておりません。こういうふうな家が横にあれば、毎日が不安で不安でどうしようもないと思われれます。

そこで、最後に、今回の条例の改正を提案するに当たって、市として市民の皆さんにぜひこれだけはお話をしたい、お知らせをしたいということがあればお話をしてください。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

答弁の機会を与えていただきありがとうございます。

先ほど御説明しました行政代執行、これはあくまで最終手段でございます。本来は、空き家対策特別措置法にもありますように、所有者の責務として第3条に、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」となっておりまして、空き家の所有者が行うことが大前提でございます。ですから、危険空き家にならないよう、空き家の所有者の方はしっかりと日頃の管理をしていただ

きますようお願いしたいと思います。

また、相続手続が行われていない物件がいろいろあります。これにつきましては、後世に負担をかけないためにも、できるだけ早い時期に相続手続を行っていただきたいと願うところでございます。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田一美君）**

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開します。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（角田一美君）**

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

**○4番（杉原元博君）**

皆さんこんにちは。4番議員、杉原元博でございます。本年も残すところ3週間ほどとなりました。長引く新型コロナウイルス感染症ですが、これまでのワクチン2回接種や市民の皆様への感染防止の徹底等により、佐賀県内や鹿島市においても感染者数は減少傾向にあります。しかしながら、いまだ収束は見通せない状況にあり、引き続き感染拡大の防止と社会経済回復への対応の必要性を感じています。さらに、3回目の接種について、2回目接種完了から8か月以上経過した方を対象に順次接種券が届き、接種が進んでいく予定です。国と県、そして、私たち市町がしっかりと連携をしながら、長引く新型コロナ感染症と最近頻発する自然災害といった難局を乗り切ってまいりたいと思っています。

そこで、今回の一般質問は、孤立する高齢者への支援と空き家対策の2項目について質問をします。

コロナ禍で社会的孤立や生活困窮に陥る人が増加し、深刻な問題となっています。その中で高齢者の社会的孤立の問題も一層深刻化しているのではないのでしょうか。

総務省は9月19日、敬老の日に合わせて、65歳以上の高齢者の推計人口を発表しました。それによりますと、高齢者は前年より22万人増加し3,640万人、総人口に占める割合は29.1%で過去最高になり、世界で最も高いことが発表をされました。さらに、2040年には高齢化率が35.3%に達するとされており、高齢者単独世帯は全体の40.0%に増加することが見込まれています。高齢者単独世帯の増加により社会的孤立が増加しやすい環境となっており、鹿島市も例外ではないと思われま。

初めに、鹿島市の65歳以上の高齢者人口と総人口に占める割合及びここ数年の高齢者比率

の推移について、市が現状把握しておられる範囲でお聞きします。

次に、2項目め、空き家対策について質問します。

最近では毎年のように豪雨や台風などの影響で大きな災害に見舞われており、被害も拡大をしています。特に豪雨による災害は、住宅の全壊や一部損壊、床上・床下浸水など、年々深刻さを増してきています。

鹿島市は、海や山など豊かな大自然に恵まれている反面、山間部地域を中心に崖崩れや土石流、地滑りといった土砂災害や、有明海沿岸では高潮等の影響もあり、十分な注意や対策が必要です。また、核家族の増加により、新築一戸建て住宅が増えている一方で、空き家も年々増えてきているのが現状ではないでしょうか。頻発する自然災害による被害の影響も考えますと、老朽化した危険な空き家対策は喫緊の課題です。

最初に、鹿島市全体と市内6地区の空き家、空き店舗の最新の状況、件数についてお聞きをいたします。

以上で最初の総括質問を終わります。その後、一問一答で質問してまいりますので、答弁よろしく願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

執行部の答弁を求めます。広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

それでは私のほうからは、鹿島市の65歳以上の高齢者人口と割合についてということでお答えいたします。

我が国の人口は減少過程に入っており、今後、人口減少はさらに加速し、高齢化はますます進むことが想定され、団塊の世代が75歳に到達する令和7年、2025年を見据えた対応が大きな課題となっております。

本市の高齢者人口は令和3年10月末現在で9,362人、高齢化率は33.1%となっており、杵藤地区広域市町村圏組合の推計によると、令和5年の高齢者人口は9,380人、高齢化率は34.1%、令和10年には8,274人、高齢化率は40.2%となることが見込まれております。全国平均より速いスピードで高齢化が進んでおります。

本市における平成29年度から令和3年10月末までの高齢者人口と高齢化率の推移でございますが、平成29年度の高齢者人口は9,105人、高齢化率は30.5%、平成30年度は9,190人、高齢化率は31.3%、令和元年度は9,255人、高齢化率は31.9%、令和2年度は9,325人、高齢化率は32.5%、令和3年10月末現在では9,362人、高齢化率は33.1%となっており、高齢化率は5年間で2.6ポイント増加しております。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**



私のほうからは、空き家対策についてお答えしたいと思います。

空き家の地区別実態調査につきましては、少し古いですが、平成29年9月に市内の嘱託員の皆様に危険な状態、管理不全な状態の空き家調査を依頼しました。それによりますと、管理不全な状態の空き家数、市内全域で81件、うち危険な状態の空き家26件となっております。

地区別に申しますと、北鹿島地区は管理不全空き家が12件、うち危険空き家4件。鹿島地区、管理不全空き家19件、うち危険空き家8件。能古見地区、管理不全空き家19件、うち危険空き家6件。浜地区、管理不全空き家9件、うち危険空き家2件。古枝地区、管理不全空き家5件、うち危険空き家ゼロ。七浦地区、管理不全空き家17件、うち危険空き家6件となっております。

また、市全体の空き家の実態調査を、平成30年に総務省において住宅や土地の保有状況、住環境の実態を調査する住宅・土地統計調査が行われております。それにより推計されていますが、住宅総数1万120件のうち空き家総数は1,460件となっており、全体の14.4%が空き家ではないかと推計されております。

空き店舗につきましては、令和3年12月現在、中心商店街で12件、門前商店街で4件、合計の16件となっております。

また、市内の空き家の状況を把握するために、実態調査を来年度予定しているところでございます。

すみません、訂正します。空き家実態調査、嘱託員の皆様にお願ひしたのが平成24年9月でございます。申し訳ございません。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

それでは、最初の質問であります孤立する高齢者への支援について一問一答で質問してまいります。

先ほど答弁していただきましたように、鹿島市においても高齢化の波は確実に進んでいる状況であります。こうした中、地域共生社会の実現に向け、鹿島市も地域包括ケアシステムを構築し、高齢者医療や介護、生活支援など、様々なサービスをやっておられます。

昨今、無縁社会という言葉が時々耳にするようになりました。特に、都市部ではその傾向が顕著であるような気がします。高齢者が人間関係を形成できず、社会から孤立してしまうことがないように、地域内での新たな居場所づくりなど、高齢者が地域の中でつながりを持てるような対応策を行うことが必要だと感じます。この点について具体的にどのように対応していけるのか、答弁をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、地域の中でつながりを持てるような対応策についてお答えいたします。

まず、鹿島市が目指す高齢者支援ですが、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターが核となり、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体に提供できる体制の構築を図り、介護、医療、予防という専門的なサービスと、その前提としての住まい、生活支援、福祉サービスを相互に連携させながら、在宅高齢者の生活を支えられるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、地域共生社会の実現を目指すものです。

御質問の高齢者が地域の中でつながりを持てるような対応策についてでございますが、鹿島市老人クラブ連合会においてお願いしている友愛活動事業がございます。老人クラブ会員同士が声かけ、訪問を行い、老人クラブへの参加を促し、コミュニティーへの参加による健康増進、介護予防を目的としたものとなっております。令和元年度に組織化され、友愛活動部が開設されております。班長が地域会員へ声かけや訪問を実施し、会員相互が地域で支え合う活動を実施されております。

なお、同様の取組といたしまして、社協に委託している愛の一声ネットワーク活動がございます。独り暮らしで見守りが必要な高齢者に対し、ボランティアの協力により二、三人の見守り体制をつくり、定期的に声かけや安否の確認を行っております。また、民間企業と高齢者見守りに関する協定を結び、民間企業とも連携しながら高齢者の見守りを行っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今、鹿島市の老人クラブ連合会による友愛活動事業、また、社協による愛の一声ネットワーク活動など、主に独り暮らしの高齢者に対する声かけや見守りなどの支援活動を行っているといった答弁でございました。

地域包括ケアシステムは全国一律の画一的なシステムを構築するのではなく、地域ごとの特性に応じ、地域ごと、創意工夫により取り組んでいくことが大切だと思っています。鹿島独自の鹿島らしさを取り入れた支援について、さらに詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

鹿島らしさを取り入れた支援についてお答えいたします。

ここでは鹿島市における特徴的な支援策についてお答えしたいと思います。

1つ目は、食生活が偏りがちになる高齢者に対し、食生活の質の向上と健康維持を目的に、地域の公民館等で定期的に食生活指導の講習や会食を行う食生活改善事業がございます。参加者が多く的高齢者と一緒に食事を取ることで孤独の解消を図り、閉じ籠もり防止となるように働きかけることを目的としております。公民館等での30会場等で例年250回程度開催しており、年間の延べ参加者数は4,000人程度となっております。

2つ目は、買物支援バスがございます。高齢者の移動問題は重要な地域の課題の一つであり、市が社協に委託する生活支援体制整備事業を企画する中、高齢者の公共交通を担う一助として、また介護予防対策として、令和元年10月から七浦地区を課題先進地と位置づけ、七浦地区の高齢者を対象に月2回の買物応援バスの運行を開始しております。この買物応援バスとセットで健康教室や軽運動、レクリエーションを実施しています。

3つ目は、ロコモ予防教室でございます。ロコモとはロコモティブシンドロームのことで、運動器障害のため、運動機能の低下を来す状態を指すものでございます。ロコモ予防教室は3か月ごとに地区体育館を変更し、鹿島市全域で高齢者の健康づくりを行う事業です。骨、関節、筋肉等の運動器が衰えることで暮らしの自立度が低下しないよう、平成25年からロコモ予防のための運動教室を開催しております。例年50回程度の開催で、年間の延べ参加者数は4,000人程度となっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

詳しく答弁いただきありがとうございます。

高齢者はもとより、全ての方がいかに地域の中でのつながりを持って、生きがいを持ち、生活していけるかが大切であると思います。今答弁していただいた様々な事業に参加できない、参加することが困難な方々への支援が非常に重要であるとも思っております。

以前、私も一般質問で、ひきこもりに関して、その実態等について質問をしてまいりました。ひきこもりの実態を把握することは極めて困難であると実感しております。

全国の自治体の中で一例を挙げますと、秋田県の藤里町というところでは、ひきこもりの人の力を地域づくりにつなげる取組を展開されています。高齢化率が51.8%にも達している藤里町は、1年半にわたり本人や家族の気持ちを理解しながら調査を続けてこられ、現役世代が約10人に1人の割合で引き籠もっている実態を把握しました。その実態調査から、ひきこもりの人がどのような悩みを持ち、どのような支援が必要なのか、地域全体で支援していくにはどのような方法があるかを把握することができ、町の活性化へとつなげていっています。

社会福祉協議会との連携も重要になってくると思いますが、高齢者のひきこもり対策を今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

それでは、まず福祉課から、今年8月に社会福祉協議会と共同で行いました市内のひきこもりの実態調査の結果をお知らせしたいと思います。

議員がおっしゃるように、ひきこもりの実態を把握するのは容易ではございません。このような中、調査には民生・児童委員の方々に大変お忙しいところ御協力をいただいております。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

それではまず、この調査におけるひきこもりの定義を申し上げます。

仕事や学校、家庭以外の人との交流ができない状態が6か月以上続いていて、時々買い物などで外出することもあります。基本的に自宅に引き籠もり、重度の障害、疾病、高齢等で外出できない方を除く15歳以上の方としております。

それでは、調査結果ですが、市全体のひきこもりの数は32名となりました。性別は男性19名、女性10名、性別不明が3名となっております。それから、年代としましては、10代が2名、20代が1名、30代が5名、40代が7名、50代が8名、60代以上が9名となっております。この結果を受けて、ただいま個別ケースを分析中でございます。

社会福祉協議会では、このようなひきこもりの相談窓口として生活お困りごと相談窓口を開設いただいております。相談窓口には御家族からの様々な相談が寄せられております。福祉課の家庭相談員とか障害者の支援相談員等とも連携し対応しておりますが、今後も御家族の方々と協力をし、時間はかかりますが、本人との信頼関係を築き上げながら、少しずつ外との交流を持ってもらえるように関わり、あるいは支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

私のほうからは、保険健康課が取り組んでいるひきこもり対策についてお答えいたします。

ひきこもり等の個別対応事業といたしましては、総合相談支援事業や訪問型サービスなどで対応を行っております。家族や地域からひきこもりの相談があれば、地域包括支援センターの職員や保健師の専門職が訪問し、生活状況を総合的に把握した上で、ケースに応じた支援を行っております。

総合相談支援事業は、包括支援センターの職員が中心となり、高齢者支援の総合窓口とし

て役割を担い、関係機関とのネットワークを生かしながら、自宅への訪問を含む高齢者の相談や要望、支援ニーズを把握し、専門的、継続的な支援を行うものでございます。

訪問型サービスCは、通所が困難な要支援に近い方や要支援者を対象に、3か月から6か月の期間、短期集中的に専門職が高齢者の居宅を訪問し、生活上の問題及びその背景、原因を総合的に把握し、必要な相談、指導を実施し、問題解決、原因の解消を図り、高齢者の自立した生活を目指す事業でございます。鬱病、閉じ籠もり予防、認知症予防や栄養改善等の必要な相談、指導を行っております。また、支援制度の紹介や今後のサービス利用につなげる働きかけなどを行っております。高齢者の介護等でお悩みの方につきましては、包括支援センターまで御相談いただくようによろしくお願いいたします。

また、生活支援体制整備事業では、加齢とともに自宅に閉じ籠もりがちになっている高齢者、特に男性に足を運んでもらい、話をしたり、一緒に体を動かしたり、仲間づくりの場としてのシニアカフェの開催。視力障害のために外出の機会が減り、他者との交流が少なくなった方の集いの場として、なでしこサロンを開設しております。

なお、認知症事業としては、認知症について正しい理解を深める場を提供するとともに、利用者相互及び家庭の交流や情報交換、リフレッシュを図る場として、作業療法士による専門的指導を交えた認知症カフェの開催など、多様なひきこもり対応を行っております。

また、これらの事業についても検証しながら、高齢者のニーズに対応できるよう、支援体制の構築を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今、生活支援体制整備事業としてシニアカフェ、また、認知症カフェを開設しているとのことでありました。このシニアカフェは男性を対象とした新たな取組として、たしか昨年頃から始められたと思いますが、この利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

シニアカフェの実施状況でございます。シニアカフェは令和2年11月から開始しております。令和2年度の開催数は20回、延べ参加者数は364人となっております。北鹿島のもりの家で週1回の実施となっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4 番杉原元博議員。

**○4 番（杉原元博君）**

先月、総務建設環境常任委員会でおよそ2年ぶりとなる委員会視察に行き、研修を受けました。

最初の視察先である長崎県大村市では、ふれあい収集、いわゆるごみ戸別収集事業の説明を受けました。家庭ごみを収集所、ステーションまで出すことが困難な高齢者や障害者の方を対象に、自宅の玄関前などで市の職員が直接ごみを回収する制度です。

〔映像モニターにより質問〕

このように今映像が映っておりますが、市の職員が自宅の玄関まで来られて回収をされております。こちらの大村市のほうでは平成28年6月から本格的に開始されており、専任のパート職員の方が2名で8時半から17時まで、週30時間程度勤務をされております。

このように軽トラックのふれあい号で対象者宅を訪問されており、万が一に備えてAEDも載せているとのことでした。長崎県におきましては、このほかに長崎市や島原市、雲仙市などでも実施をされているということです。

近年、独り暮らしの高齢者が誰にもみとられずに死亡するというケースがマスコミ等に取り上げられ、高齢者の孤独死に対する社会的な関心も高まってきております。見守り活動としての声かけを行うという点からも、ふれあい収集、ごみ戸別収集事業は大変重要な取組であると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

お答えをいたします。

この件につきましては、市内におきましても独居の高齢者が亡くなっていて数日間も分からずにいたというような事案が発生いたしておることから、高齢者の孤独死、これはよそごとではないなというふうに思っているところでございます。また、健康な方でも起こりかねない、重要で、かつ喫緊の課題であるかなというふうに認識をいたしているところでございます。

この戸別収集につきましては、ステーションの距離が遠いだとか、運ぶのが困難だとかいう市民の皆様からの御要望を伺っておるところであります。この件に関しましては議会におきましても提案を受けた経緯もあります。その中で一番の課題というのは個人情報の取扱いだというふうに捉えておるところです。例えば、全国的な問題といたしまして、緊急時の連絡先、あるいはごみ出し支援によって家庭の情報が漏れたりして事件、事故に巻き込まれることが危惧されているということから、なかなか手つかずの状態であるのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほど御紹介いただきましたとおり、高齢者と核家族化、これが進行した高齢者の孤独という新たな社会問題が起こりつつある中、何らかの対応策を取るべきではないかというような考えから、高齢者の見守りを兼ねました戸別収集について協議を始めて検討いたしましたところでございます。以前にも協議をされた経緯はございますが、今回、福祉の向上に取り組まれておられます社会福祉協議会、それと、生活環境の保全に協力をいただいております環境衛生推進協議会、そして、収集業者の鹿島環境整備社、それと、私どもの4者で情報交換会を先月開催いたしましたところでございます。

また、今後は、地域の実情に最も詳しい区長さん、区長会、あるいは民生委員の方々の御意見もいただきながら、よりよい方法を模索していきたいというふうに考えておるところでございます。

**○議長（角田一美君）**

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

ごみ戸別収集事業については、先月、4者協議を行って情報交換会を開催されたとのことであります。よりよい方向で前向きに進んでいくように私もしっかり見守っていきたく思っております。

少子高齢化が進み、コロナ禍の影響もあり、高齢者への支援の重要度が高まる中、民生委員さんの役割と負担も大きくなってきているのではないのでしょうか。鹿島市における民生委員、児童委員の現状についてお聞きします。市全体と6地区別に民生児童委員の方の人数と平均年齢、報酬について伺います。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

それでは、民生児童委員及び主任児童委員を含めた全体数と地区別の人数、その平均年齢及び報酬ですが、活動費という形で支給しておりますので、その支給額について申し上げます。

まず、市全体の民生児童委員が84名と主任児童委員が12名いらっしゃいます。その合計が96名、平均年齢は67.8歳でございます。

次に、地区別の人数ですが、まず鹿島地区、民生児童委員、それから主任児童委員、合わせて31人です。平均年齢は69.0歳でございます。次に、能古見地区です。民生児童委員、主任児童委員、合わせて19人です。平均年齢は67.8歳でございます。次に古枝地区、合計が11人です。平均年齢は65.4歳でございます。続きまして、浜地区です。合計で11人、平均年齢は69.6歳でございます。次に北鹿島地区、合計が11人、平均年齢が66.4歳でございます。それから、七浦地区、合計が13人、平均年齢が67.0歳でございます。

また、活動費につきましては、民生児童委員、主任児童委員、1人当たり月額9,300円となっております。掛けるの十二月で111,600円。それから、6地区の会長につきましては1人当たり月額10,300円となっております。10,300円掛けるの十二月で123,600円となっております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

**○議長（角田一美君）**

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4番杉原元博議員。

**○4番（杉原元博君）**

午前中に福祉課のほうから、民生児童委員さんの人数や平均年齢等の現状について答弁をいただきました。

民生児童委員の方の平均年齢は70歳近くということで、高齢化している状況でもあります。1人の民生委員さんで多くの方々の生活状態の把握、生活に関する相談や助言、援助、さらには社協との連携や活動支援など、その業務は多岐にわたり、多忙を極めておられるのではないのでしょうか。

昭和23年に制定された民生委員法第10条に「民生委員には、給与を支給しない」と規定されていますので、無報酬です。しかし、民生委員活動には交通費等がかかりますので、実費弁償として活動費を支給していますが、僅かであります。民生委員法が大きな壁となり、実態に即した活動費が支給されていないのが現状ではないのでしょうか。民生委員さんの高齢化が進み、成り手不足など、深刻な事態もこれから予想されます。民生委員法は昔のままの制度であり、国の制度でありますので、議論はできませんが、市として今後、報酬など、当面の活動費を補助できないか、お尋ねをいたします。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

お答えいたします。

民生児童委員、それから主任児童委員の皆様には、日頃から社会奉仕の精神を持って地域福祉の向上のため、地域の見守りや相談、援助などの活動に対し御尽力いただいていること大変感謝をしております。また、ボランティア活動の推進や各種地区行事への参加など、



民生児童委員の皆様が担う役割は多く、負担が増加していることも認識をしております。

このような中、民生児童委員の皆様の活動費増額の基本的な考え方といたしましては、区長さんなど嘱託員報酬の改定に準じ、改正することにしております。また、何か特別な要因で業務量が恒常的に増加する場合も随時見直しを行うこととしております。

このような考え方を基に、平成29年度には嘱託員、区長さんの報酬改定と同時に月額200円を増額し、また、令和2年度には県の民生委員活動費交付金が増額されたことに伴い月額100円を増額しており、少しずつですが、増額改定を行ってきたところでもあります。

今後も、民生児童委員の皆様の業務量や県内の動向等、状況を見ながら活動費増額については見極めていきたいというふうに考えております。

また、民生児童委員活動の負担軽減につきましては、以前からの課題となっており、民生委員・児童委員協力員制度を実施しておりますので、各地区には制度の利用を呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

民生児童委員の活動費の増額については、今後見極めていきたいとの答弁でありました。常日頃から地域の見守りや相談、援助など、献身的に活動しておられる民生委員、児童委員の方々に対して、少しでも活動の負担軽減となるよう、対策、また協力員制度の活用についてもしっかりと呼びかけていただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、深刻化する高齢者の孤立対策について、今までの答弁と重複する点があるかもしれませんが、市の考えを総括的に市民部長にお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

橋村市民部長。

○市民部長（橋村直子君）

高齢者の孤立対策についてお答えします。

まず、高齢者の孤立という御質問は、在宅の単身、もしくは高齢者のみの世帯が対象だと考えております。在宅の高齢者については、要介護状態で入院や施設入所になる前の自宅での介護予防が重要だと思っております。

在宅支援について整理しますと、保険健康課長が述べておりますように、地域包括支援センターでは相談があった方に対し生活状況に合ったサービスを提案し、なるべく在宅で自立した生活を送れるよう、様々な支援をしているところでございます。その場合、2通りの支援があり、1つは要支援状態の方へ個人に応じたサービスを提供することで介護予防を行います。もう一つは、元気な方が介護サービスを受けることなく、いつまでも在宅で健康的な

生活が送れるよう、通いの場などの事業へ自ら参加いただくことです。どちらも形態は違っていても、サービスを受け入れたり、治療で通院したり、市の事業に参加することで孤立とは無縁ということになります。

それ以外の高齢者についても2通りのパターンがあると想定され、全く健康で、周りに関わらないけれども、健康で自立した場合と、問題があるにもかかわらず、孤立、またはひきこもり状態にある場合です。

杉原議員の御質問は、後者の場合の対策だと思います。課長が申しました包括支援センターの事業である総合相談支援事業や訪問型サービスCにより、家族や地域からのひきこもりの相談に対し、包括支援センターが生活状況を把握し、看護師等が訪問して各種の相談、指導を行うことで必要な支援へつなげています。あるいは、先ほどの愛の一声ネットワーク事業において、民生委員さんなどを中心に二、三人の協力員体制をつくり、定期的に声かけや見守りを行うことで孤立させない対策を講じています。そうやってこれまでも様々な問題を解決してまいりました。

そこで、御家族や地域の方で周りに気になる高齢者の方がいらっしゃる時は、保険健康課の地域包括支援センターへ御相談や御報告をいただきましたら、生活状況を把握した上で個人に合った適切な対応を行います。

つきましては、今後、高齢化率はますます高くなりますので、どんなささいなことでも、まずは保険健康課へ御一報をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今、市民部長のほうからも答弁いただきましたが、誰も取り残さない、そして、誰にも優しい、そういった少子高齢化対策をこれからもしっかりと鹿島市にはお願いしたいと思います。

以上で1項目めの質問を終わります。

続きまして、2項目めの空き家対策について一問一答で質問をしてまいります。

先ほども中村日出代議員のほうから、空家等対策の推進に関する特措法関連に種々質問がございました。私のほうからは、今の実態、また、今後の対策等について質問をしてまいりたいと思います。

空き家関連全般については、窓口が都市建設課に一本化をされました。最初の総括質問で市全体及び市内6地区の空き家の最新の状況について答弁をいただきましたが、まだ細かいところについては把握をできていないと思われま。

先月の総務建設環境常任委員会視察の2日目に、福岡県豊前市の老朽危険家屋等除却促進事業について研修を受けてまいりました。その際に参考になった点の一つが、今から映りま

す空き家調査結果の一覧でございます。

〔映像モニターにより質問〕

こちらのほうですが、ちょっと細かくて字が読みにくいと思いますので、こちらに拡大したのを映しております。

豊前市では、平成21年から5段階に空き家の状態を分けて調査をされております。まず、Aランクがいつでも使用可の状態、Bランクは軽微な修理が必要な状態、Cランクは大規模な修理が必要な状態、そして、Dは半壊状態で、最後のEは全壊状態というように、空き家の状態を毎年毎年、状況が分かるように細かく調査をされております。

このような先進地の取組を参考に、空き家の進捗管理をされるよう提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

御提案ありがとうございます。鹿島市でも来年度予定しています空家等対策計画において、空き家等の基礎調査としまして、所在地、現状調査、所有者の把握などを行ってまいりたいと思っております。特に現状調査におきましては、提案いただきましたように、空き家の危険度判定調査も行いまして、個別に台帳を作成しまして、管理して対応してまいりたいと考えております。

また、空き家の所有者に対し、今後の意向につきましても調査、アンケートを行いまして、活用ができる取組も行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

空き家の現状調査、特に危険度判定調査については、しっかりと一度、じっくり調査をしていただきたいと思いますと思っております。時間をかけてじっくり調査をしたら、今後の管理が楽といたしますか、しっかりと進捗管理ができますし、対策も打ちやすくなってくるんじゃないかなというふうに思いますので、まずは調査をしっかりとやってほしいと、そのように思っております。

私の地元、高津原でも、ここ五、六年の間に空き家は倍以上に増えているような状況であります。そして、最近では毎年のように豪雨や台風など、自然災害の影響で大きな被害も発生をしています。老朽化した危険な空き家による2次災害が発生をしないように、対策をしっかりと行うべきだと思います。

ここで一例として、私の地元、高津原地区の空き家の状況を二、三、映像で紹介したいと思います。

[映像モニターにより質問]

今こちらのほうに映っておりますのは空き家で、その前に木や草がたくさん生い茂っているような状況でございます。夏場とかは非常に虫も湧きやすくて、衛生的にも問題があるというふうに思われます。

次に、2階の部分は窓ガラスが割れた状態で、非常に危険でございます。この近くは小学生や中学生も通学で利用しておりますし、小学生の通学の集合場所にもなっている近くでございますので、これは早急な対策が必要ではないかなというふうに思っております。

それから、こちらの映像は、これは車が非常に通るところの道路脇でございますが、ここも大きな空き家でございます。脇のほうにはペットボトルなんか散乱をしておりますので、衛生上、問題もあるかと思っております。

このような空き家が市内各地にたくさんあると思いますので、老朽化した空き家、また、危険な空き家の現状及び今後の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

平成24年度に嘱託員の皆様に調査いただきました危険な状態、管理不全な状態の空き家につきましては、条例に基づき所有者の調査を行いまして、所有者に対し適正な管理、もしくは取壊しなど、指導を行ってきたところでございます。しかし、相続が特定されていない場合や、所有者を特定できましても経済的理由により修繕、または除却が行われていないケースがございます。所有者が特定できました危険な状態、管理不全な状態の空き家が依然そのままになっているものにつきましては、継続的に現状の報告をし、指導を行っているところでございます。

また、来年、空家等対策計画を策定しまして、具体的な利活用や除却についての施策を検討していきたいと考えております。

今後も危険空き家の改善に努めていただけない場合は、現行条例では行政指導であります助言、指導及び勧告、それと不利益処分であります命令、所有者の公表、代執行と、それぞれの段階を経て手続を踏んでいくこととなります。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

来年、空家等対策計画を策定するというところでございましたので、しっかり計画を立てていただいて、対策をお願いしたいと思っております。

例えば、お亡くなりになったとか、あるいは介護施設等に入所された親の子どもや相続の方などにとっては、空き家になった住居の維持管理が負担になってきます。空き家をこれ以上増やさない対策が求められると思います。

老朽危険家屋の解体費用の補助については現状どのようなになっているのか、伺います。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

老朽危険空き家の解体費用の補助につきましては、危険空き家除却補助制度を設置しております。鹿島市では非課税世帯であることと条件はありますが、危険な状態の空き家の除却、あるいは廃材の処理につきましては、2分の1の補助、最大500千円の補助制度がございます。しかし、本来、空き家は個人の財産でありますので、所有者が解体費用を負担することとなっております。

万が一、所有する空き家が原因で周辺の住民の方など第三者に被害を与えた場合は、その所有者、これは相続者も含みますが、あと占有者等が責任を負うことが民法のほうでも定められていますので、日頃からの適正な管理をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

空き家についての相続人の方であるとか、そういった方のいろんな相談にもぜひ乗っていただくようによろしくお願ひしたいと思います。この解体費用というのは非常に高額になるということで、相続される方にとっても大きな負担になってくると思います。

そして次に、老朽家屋、危険家屋を解体した場合に、その後の固定資産税の減免制度がどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

御質問にお答えいたします。

結論から言いますと、鹿島市には現状、空き家対策での減免制度はございません。減免制度として現在ある鹿島市税の減免に関する規則では、1つ目に生活困窮、2つ目に公益のために直接占用する固定資産、例えば、公民館とか公民館の敷地などです。最後に災害による被害があった固定資産です。主にこの3つが減免対象となっております。

老朽危険家屋を解体した場合に、建っている地区、年数、土地の広さによって、前より固定資産が上がる場所もあれば下がる場所もあります。今言えることは、解屋をすれば――

家を解体した場合は、住宅用地の軽減がなくなって、土地の税金は必ず上がるということになります。住宅用地の軽減として、住居用の家屋の敷地の税負担を軽減するために特例措置が設けられています。住宅用地の200平米以下の部分には評価額の6分の1の軽減措置、住宅用地の200平米を超える部分には評価額の3分の1の軽減が講じられています。倒壊のおそれがある家屋となれば、年数もたっていると考えられますので、家屋の税額はそこまで高くないと思います。家屋の税額がなくなったとしても、土地の税額が上がるので、相殺しても税額としては上がると考えられます。

安全面等を考慮して空き家対策をすることは大切なことだと認識しておりますが、税収は減少することになる可能性が高いということです。税務課は、空き家対策という市の政策の方向性によって対応を求められると思います。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

分かりました。家屋や土地の固定資産税については、いろいろと複雑な部分もあり、ここでは時間の都合上、深掘りすることはできませんが、先ほど紹介しましたように、福岡県豊前市など多くの自治体が取り組んでおられる空き家問題、また、危険老朽家屋対策について、先進地の好事例等を参考に、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次に、空き家の活用について質問をします。

コロナ感染が長引く中、密になりにくい、自然豊かな地方暮らしに人々の関心も集まっています。移住、定住促進の面からも、空き家をうまく利用した空き家バンク制度に注目したいと思っております。

現状の空き家バンク登録数とこれまでの実績についてお尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

平成19年度より空き家バンク制度に取り組みまして、これまでの成約物件は令和3年3月末現在で53件となっております。また、現在の登録物件につきましては19件ということになっております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

昨日、福井議員のほうからも同様の質問がっておりますが、これまでの実績と現状を踏まえて、今後の空き家バンク制度の活用について、移住支援策、定住促進も含めて、具体的

にどのように取組を強化し、どんなアプローチをされていかれるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

空き家バンク制度の新しい登録への掘り起こしにつきましては、来年度行います基礎調査を行う前に所有者の把握を行っていきませんが、その所有者に対し、今後の空き家についての意向調査も併せて行い、空き家バンク制度への登録を促していきたいと考えているところで

す。  
また、空き家バンクの利用者増の対策につきましては、昨日も福井議員の御質問にお答えしましたが、田舎移住への関心の高まりに対応した取組を扱っています月刊誌「田舎暮らし」の本で、市内の空き家物件の紹介、掲載を持続的に行っていきたいと考えております。

また、全国の空き家等に関する情報を簡単に検索できる全国版空き家・空き地バンクがありますが、自治体ごとに異なる空き家バンクの開示情報の平準化を図りながら、空き家等のマッチングを促進しています。これに登録して、より一層のマッチングを実現するために登録準備を行っているところでございます。

また、市内では移住、定住の相談窓口として、企画財政課に窓口を一本化し、相談の中で空き家バンクの希望があれば、担当課が出向き、ワンストップで対応することを心がけているところでございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

空き家対策は、今後、都市建設課に一本化されました。業務も多岐にわたり、今後、空き家問題、空き家対策をどのように進めていかれるのか、これまでの答弁と多少重複する点があるかもしれませんが、最後に総括的に対策の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

市内の空き家も増加傾向にあると考えております。今後は、空き家等の所在及び状況の実態把握並びに所有者等の特定を行うことが重要と考えております。

昨年、鹿島市住生活基本計画を策定いたしました。その中で空き家対策についても取り組むこととしております。

空き家対策の取組の一つとして、空き家等の実態を把握して行政の基本姿勢を示す空家等

対策計画を策定していきたいと考えております。また、空家等対策計画を定めるに当たって、法により協議会等が必要となりますので、法に則した箇所を補完するため、令和4年3月議会において現行条例及び規則の一部の改正を提案したいと考えているところでございます。これにより、空き家等に関する活用の促進や安全対策を総括的かつ計画的に実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

今後も増え続けるであろう空き家問題について、空家等対策計画を、しっかりチェックをしながらやっていただきたいというふうに思っております。

今回は大きく2項目について質問をしました。先月10日から12日の3日間、委員会としてはおよそ2年ぶりとなる視察で、長崎県、福岡県、大分県の近隣3県、合計5つの市を訪問し、研修を受けてまいりました。先進的な取組に対し、大変参考になる点がありましたので、今回の一般質問で取り上げさせていただきました。

新型コロナウイルス感染はいまだに終息していませんが、感染対策を十分に行いながら、全国的にも徐々に議員による視察研修が行われてきつつあります。先月26日には、私たちの委員会が視察でお世話になった別府市から偶然にも海道するべへ視察に来られました。産業支援課から課長はじめ3名が説明をしていただき、6次産業化、農商工連携など、改めて勉強になりました。産業支援課の丁寧で分かりやすい説明、そして、海道するべの施設やそこから臨む景色にも大変満足をして帰られましたので、補足させていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時45分から再開します。

午後1時34分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。5番議員、樋口作二でございます。通告に従い一般質問をいたします。

このところ、新型コロナウイルスの感染者が落ち着き、待機していた行事が一斉に開催され、市民生活にも潤いと活気が出てきたように感じます。

政治の世界でも、自由民主党の総裁選に続き衆議院議員選挙が実施され、日本の活気が伝



わってきました。その総裁選や衆議院議員選挙に向けての政策討論の中で、岸田総理は新しい資本主義を掲げ、新自由主義からの政策転換を打ち出しました。

かつて日本中が活気にあふれていた一億総中流の時代に青年期を過ごした身には、このところどうも活気がない日本社会に疑問を抱き、社会の在り方に問題があるのではないかと捉えていましたので、ようやく議論の場が登場したと心躍るものがあります。しかし、新自由主義という経済思想の中身だけでなく、言葉自体もまだなじみがない状況もうかがわれます。

そこでまず、新自由主義とは何か、新自由主義の何が問題で岸田内閣は政策転換をしようとしているのか、お尋ねいたします。

その後、鹿島市の状況や、これから打ち出される新しい資本主義については、一問一答での御答弁をお願いします。

このたび刊行されました鹿島歴史文庫「田澤義鋪」を読みますと、田澤義鋪氏は青年団等の政治教育を通じて私たちの生活を向上させ、日本社会の底上げを図られた高い志が迫ってきます。また、現在NHKの大河ドラマで放映中の主人公、日本の資本主義の父とも言える渋沢栄一は、利益を増やしたいという欲望が大きな問題を引き起こすとして、論語の教えを実業の世界に植え込んでいます。

郷土の偉人、田澤義鋪先生や日本の経済社会の生みの親であられる渋沢栄一氏の遺訓を現代社会に生かす意味でも、これからの経済社会の在り方をみんなで考えていかなければいけないと思います。

2点目は、社会のデジタル化が私たちの生活に及ぼす影響についてお尋ねいたします。

昨年12月議会で、私は新たに示された第七次鹿島市総合計画の中のSociety5.0の実現について質問しました。経済発展と社会的課題の解決を両立した新しい社会と、コンピューターに支配されない人間中心社会の実現に向かうとの答弁で安心感を得たものです。

しかし、本年度、国では新たにデジタル庁が組織され、社会のあらゆる場面でデジタル化を進めています。また、民間では様々なキャッシュレス決済が登場し、長く現金のみで過ごした私たちの世代には戸惑いを覚える者も多いのではないかと思います。そして、いち早くタブレット導入を、言わば余儀なくされた教育現場では、新たな課題や展望も見えてこられたのではないかと思います。

そこで、ここではまず、現在、社会のデジタル化はどのように進んでいるのか、お尋ねします。

そして、デジタル化の全体を討議するのは困難ですので、その中で特に貨幣——お金と教育に絞り、質問をいたします。

まず、世界がキャッシュレス化に進む中、日本は取り残されているとの指摘もありますが、キャッシュレスに問題点はないのか、どのようなキャッシュレスがあり、どのような課題があると考えておられるのか、質問します。

教育については、このたびのコロナ禍でデジタル教育の是非を問う間もなくタブレットが導入され、これからの教育の必要条件となった感があります。しかし、本当に日本の教育にデジタル化がぴったりとなじんでいくのか、疑問に感じられる面もあります。

そこで、この1年のGIGAスクール構想の進展をまずお尋ねし、その後、タブレット等の使用の増加により子供の健康や学習に及ぼす影響をどう考えておられるのか、オンライン授業やこれから計画されているデジタル教科書に問題はないのか、質問いたします。

以上で総括質問を終わりますが、教育についての全般的なデジタル化についての質問は一問一答でお答えください。

以上をもちまして総括質問を終わります。

**○議長（角田一美君）**

執行部の答弁を求めます。大代総務部長。

**○総務部長（大代昌浩君）**

まず、最初の御質問、新自由主義とは何かについてお答えします。

新自由主義について、書籍とかインターネット等で調べてみますと、一般的に言われているのが、市場への国家の介入を最小限にするべきと考える思想で、いわゆる小さな政府を言うものであります。具体的には、国の公共サービスや福祉サービスを縮小することや規制の緩和を行うことで経済社会の効率化を目指す考え方とされており、1980年代のイギリス、アメリカから始まり、各国に広まっております。

もともと自由主義というのが2種類ありまして、1つが18世紀に誕生しました政府からの自由放任を求める考え方であり、もう一つが1930年代の政府による弱者救済の積極的経済政策があるようでございます。その後、1960年代、1970年代にかけて、先進国ではオイルショック、労働運動、不景気、インフレなどに対応できなくなって、福祉国家路線の政策がうまくいけなくなり、代わって、先ほどの1つ目の18世紀の自由主義を現代版に改良した新自由主義が登場したということでもあります。

具体的には、イギリスのサッチャー政権による幅広い構造改革、労働組合の弱体化、競争的社会的構築を目指す政策であったり、アメリカにおいてはレーガン政権による規制緩和、減税などの一連の政策、いわゆるレーガノミクスであります。日本においては中曽根政権での、当時の日本専売公社、国鉄、電信電話公社、日本航空などの民営化、それから、小泉政権においては「聖域なき構造改革」をスローガンに、郵政民営化、そして、三位一体改革と言われる補助金の削減、国から地方公共団体への税源移譲、地方交付税の見直しが行われたところでございます。

そこで、新自由主義のメリットとしましては、市場の制限が緩和され経済が活性化される。自由競争の結果、より安く、質のよいサービスが提供される。国の仕事が減るため税金が安くなる。公務員を削減できる。民営化により国の税収が潤う。

デメリットとしましては、自由競争についていけない人々は貧困に陥る。実力主義のため、持てる者と持たざる者の格差が広がる。社会保障が少ない。競争が激化すればデフレのリスクが高まる。感染症や大規模災害のような緊急事態に対応しづらくなるというようなことが言えるようです。例えば、日本電信電話公社は官営で運営されていましたが、自由化により日本電信電話株式会社（NTT）として民営化されました。そして、第二電電、現在のKDDIや、日本テレコム、現在のソフトバンクといった会社が参入することで、自由競争で1社独占から価格競争で安い価格の商品を選択できるようになりました。その反面、価格競争があまりにも激化すると、業界にとってはマイナスになるおそれがあり、業績が悪化し、ひいては給料が下がる可能性があります。そうすると、価格が下がって、最悪の場合、会社が倒産し、失業者が増えるという事態にもなります。

一方、政府が積極的に社会や市場に介入する大きな政府では、社会保障が確立し、極端な貧困は生じないこととなりますが、政府が市場に介入することで経済は停滞しやすくなり、税金や社会保障などの負担も大きくなります。歴史的に見ると、この大きな政府と小さな政府がそれぞれの反動で交互に揺れ動いているという感じであります。

以上、新自由主義について、いろんな文献や記事で評論家などの方たちが言うておられることを紹介して答弁に代えさせていただきます。

それから、新自由主義がなぜ問題なのか、見直されているのかということについて答弁いたします。

ただいま申しましたように、新自由主義が政府の介入をできるだけ小さくすることによって、メリットであります自由競争が生じ、規制がなくなるため、参入する企業が増えて活発に競争を行うこととなります。しかし、自由競争は大企業に有利に働き、グローバルな企業や投資家の声が大きくなり、資金力のない中小企業は経営が苦しくなり、一部の大企業や投資家に有利な政策が採用されるということとなります。例えば、法人税率が引き下げられる反面、消費税は引き上げられる。企業が株主を重視することにより、配当は大きくなる一方、従業員への賃金に反映しない。低賃金労働者としての外国人労働者や移民の受入れなどで非正規雇用が進み、庶民の暮らしは貧しくなるというように、資金力のある大企業はさらに金持ちになり、資金力の乏しい中小企業はますます苦しくなるといった状態となります。このように、新自由主義は多くのメリットがある一方で、貧富の格差が生じるというデメリットがあり、あまりにも自由競争が行き過ぎると、ますます格差社会が広がるという課題が生じます。

もともと国が果たす大きな役割の一つが富の再分配で、裕福な人から多くの税金を徴収し、それを貧しい人、働くことができない人、病気や障害を持つ人のために使うということですが、新自由主義は小さな政府を目指していますので、富の再分配も最小限に、したがって、社会保障も最小限にという方向に向かい、そうなることで、裕福な人はより裕福に、

社会的弱者は弱い立場のまま、そして、非正規雇用者やワーキングプアが増加していくということになります。

また、メリットと言われる規制緩和はデメリットの一面も持っており、2008年のリーマンショックのように過度に利益を追求すると、世界的な金融危機を引き起こし、社会に大きなダメージを与えることにもなってしまいます。

新自由主義政策については賛否両論あり、簡単にこれがいいのか悪いのかという判断をすることはなかなか難しいですが、これまで申しましたように、格差の拡大が生じることをはじめとした解決しなければならない諸課題があるため、新自由主義を見直すという動きが生じてきているということでございます。

以上でございます。

#### ○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

#### ○企画財政課長（川原逸生君）

私のほうからは、社会のデジタル化はどのように進んでいるのかという御質問に対する回答をさせていただきます。

大きく3点ございます。これまでの経過、現代を取り巻く状況、そして、自治体におけるデジタル化、以上3点について申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目のこれまでの経過でございます。

御承知のとおり、デジタル化の流れを加速させたのが新型コロナウイルス感染症であります。感染拡大防止の観点から、外出行動の抑制や3密を避けた行動が奨励されるようになりました。このことから、これまでデジタル化が進まなかった領域も含め、デジタル活用が加速されることになりました。

議員御紹介のとおり、本年9月1日には、デジタル化の司令塔として内閣総理大臣を長とするデジタル庁が発足いたしました。国や地方行政のIT化、DX（デジタルトランスフォーメーション）、いわゆるデジタル革命の推進が目的で、誰一人取り残さないデジタル社会の実現のため、様々な取組を進めていくこととされております。

2点目でございます。

現代を取り巻く状況といたしましては、このようにコロナ禍、多様な働き方やライフサイクル、価値観、そして、人口減少等によりデジタル化が進んでおります。

デジタル化につきましては、人口減少社会において、生産性の維持、そして、向上を考えた場合、必要不可欠なものであり、仕事や、また、市民生活の中にも浸透をいたしております。例えば、小売店の無人化、製造工場でのAIを搭載した機械やロボットの導入、出かけている間に部屋の掃除をしてくれる自動掃除機なども身近なデジタル化でございます。

さて、3点目の自治体におけるデジタル化でございます。

このデジタル、ICTツールを導入することが目的ではございません。デジタルの技術をいかに活用するか、そして、何を目指していくのか、これが大事であるというふうに考えております。

2点申し上げます。

行政サービスにつきましては、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させること、そして、手続等の負担の軽減であります。2点目に、業務につきましては、デジタル技術を用いて仕事の進め方を効率化すること、また、業務の在り方、やり方を変えること、これは業務改善、または業務改革でございます。このことは、職員でなくてもできる作業はデジタルに任せて、その時間を職員でなければならない業務、例えば、窓口対応とかに専念できる環境を整えることができます。

このように、デジタル活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができるとともに、優しい社会が実現できるのではないかとというふうに考えております。このように社会のデジタル化は進んでいるような現状でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

私のほうからは、デジタル化社会の中で進むキャッシュレス決済について、その種類とこれに潜む問題点についてお答えします。

キャッシュレス決済は、現金を使わずにその支払いを完了するもので、財布に大金や小銭を持ち歩かずに済むとか、会計時の手間や時間が省けるといった利便性、さらには、現在のコロナ禍にあつて会計時の接触を減らすことができるなど、感染症対策の一つとしても近年普及が進んでいるものでございます。

これまで国内におけますキャッシュレス決済は、主にクレジットカードによるものでございましたが、1990年代以降、バスや鉄道などの運賃収受システムとしてチャージ型の交通系カードの導入が国内各地で行われるようになりまして、政府も平成27年の閣議決定で令和3年度までに相互利用可能な交通系カードを全国で使えるよう目標を掲げるなど、全国的に普及が進むこととなりました。

さらに、近年のスマホの普及によりまして、2018年頃からはペイペイなどに代表されます何々ペイといったスマホ決済の普及が、キャッシュレス決済に拍車をかけるということになりました。

そこで、御質問のキャッシュレス決済の種類についてでございますけれども、その数につきましては世界各国に数多く存在しておりまして把握しようもございませんが、種類といたしましては、その支払いタイミングによりまして大きく3つに分類されます。

1つ目が前払い型というもので、これは利用額を事前にチャージするものでございまして、鉄道などで使用します交通系カードでありますとか、スマホにチャージして使用しますペイペイなどがこれに該当するものでございます。

2つ目は即時払い型でございまして、これは支払いと同時に口座から利用料金が引き落とされるものでございます。デビットカードなどがこれに該当いたします。

最後、3つ目は後払い型でございまして、これは後日利用料金が口座から引き落とされるものでございまして、従来からありましたクレジットカードがこれに当たります。

以上の大きく3種類の決済が、現在キャッシュレスで行われているものでございます。

次に、このキャッシュレス決済に潜む危険性についてでございますけれども、最近、最も多く報告されているものとして、カード情報を盗まれ悪用されるというものがございます。これは、店頭において特殊装置を利用しカード情報をスキミングし、ここから得られたデータを利用してカードを偽造し不正使用するものでありまして、これと同じような手口というのはSNS上のサイトでも行われておりまして、一般的にはスキミング詐欺と呼ばれるものでございます。

ほかにも、携帯電話の情報からスマホに直接偽の振込請求を行う、いわゆるフィッシング詐欺と呼ばれるものも横行しておりまして、市といたしましては、利用者の方がこうした詐欺被害に遭われないように、県や2市1町——嬉野、太良、鹿島で構成しております消費者行政連携協議会などを通じて、高齢者向けセミナーの開催でありますとか啓発チラシの配布等の対策を行っているところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

山口教育次長。

**○教育次長（山口徹也君）**

私のほうからは、教育のデジタル化に関する質問4点についてお答えをしたいと思います。まず、G I G Aスクール構想の進展状況ということです。

今年4月に、国のG I G Aスクール構想に基づきまして1人1台のタブレット端末が整備されております。各学校では授業における調べ学習やカメラ機能を使った観察、発表の際のプレゼンの作成など、発達段階に応じ様々に活用をしているところです。

また、コロナ禍では全校集会などを集まらずに各教室で参観したり、行き来ができなくなっている千葉県香取市の小学校や韓国の小学校との交流活動をオンラインで行うなどに活用をしているところです。

また、全ての学校でタブレット端末を各家庭に持ち帰って学校と同じようにつながるためのログイン作業を実施しておりまして、さらに幾つかの学校では、各家庭や別室でのオンライン授業のテストを行い、緊急時の対応ができるということの確認をしているところです。

こういった機能を、教室に来ることができない子供たちが自宅や別室で配信された授業を受けられるなど、学びを止めない取組というところにも活用されているところです。

また、教職員におきましても、個人ごとに作成して使っていた教材をGIGAスクールのネットワーク上で共有したり、校務——学校の事務の支援システムですけれども、成績管理や健康管理など幾つもの帳簿を別々に作成管理していたものをデジタル化して一元管理することで、ミスの軽減や事務作業にかかる時間の短縮を図るなど、教職員の働き方改革の一環としても活用されているところです。

次に、子供の健康への影響と対策ということで、内閣府のインターネット環境利用調査では、多くの児童・生徒が長時間にわたり何らかの形でインターネットを利用しているという結果が出ております。それらがもたらす健康面への影響につきましては、視力の低下や姿勢の悪化、睡眠の質の低下など、様々に心配をされております。

このような健康被害を防ぐために、鹿島市ではタブレット端末の取扱ルールを取り決めておりまして、基本的なことになりますが、画面から30センチ以上離して使う、30分に1回は目を離して休める、寝る前は使わないなど、健康被害が起こらないように指導を行っております。ただ、これは学校だけで指導できるものではありませんので、注意事項を記載したリーフレットの活用や保護者懇談会等での啓発など、家庭にも健康被害の防止を呼びかけまして、学校と家庭で連携して子供たちの健康を守っていくことが大切ということで考えております。

次に、オンライン授業の課題ということです。

オンライン授業には、感染症の拡大などによりまして登校ができないときや様々な理由で教室に入れられない子供たちが家庭や別教室などで学習を進められるといったメリットがある一方で、実際に試した結果、機械の面や設備では、通信環境によっては安定したオンライン授業の実施が難しい、小学校の低学年では保護者が不在の場合に子供たちだけでは対応がやはり難しい、また、家庭内で兄弟が同時にオンライン授業を受けることになると動画や声が途切れてしまうといったものが課題として挙げられております。

また、学習の内容面では、子供たちが考えを出し合いながら問題を解決したり、意見を交換しながらよりよい考えを生み出したりといった授業ができないこと、また、理科の実験や観察、体育、家庭科の実習などは実体験を通しての学習となりますので、家庭において一人で行うというのがなかなか難しいといったデメリットが想定されています。

そのため、これまでの対面授業を基本として、教室以外の場所でも授業を受けられること、また、遠方にいる人とのやり取りができるといったオンラインならではのよさについては積極的に取り入れながら、デジタル化社会に対応したよりよい学びの充実を図っていく必要があると考えております。

次に、デジタル教科書導入の是非についてです。

現在、各学校では、教師用のデジタル教科書を電子黒板に映して使用されておりますが、平成30年の学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、1人1台のタブレット端末でもデジタル教科書を使用することができるということになっております。

学習者用の、児童・生徒用のデジタル教科書の実証事業は今年度始まったばかりでありまして、鹿島市内でも北鹿島小学校の算数が学習者用デジタル教科書の実証事業の対象となっておりますが、実際に活用したところが、児童の操作の問題、また、機器のトラブルへの対応、授業の中での活用のタイミングなど、効果的に活用するためには解決すべき課題があったということで報告を受けております。

子供たちがタブレット端末でデジタル教科書を使用することで可能となる学習方法としましては、教科書の紙面が拡大できる、これは地図や資料、グラフなどを詳細に見ることができる。また、教科書の紙面にペンやマーカーで何度も書き込んだり消したりというのを繰り返すことができる。また、学習の習熟度に応じて英語の発音を繰り返して再生するとか、実験方法や作業の分からない部分を繰り返し動画で確認するなどの方法が考えられております。

さらに、特別な配慮を必要とする児童・生徒に対しましては、教科書の紙面を音声で読み上げる、また、漢字に振り仮名を振る、紙面の背景色や文字色を変更することなど、特性に応じて使用しやすいように設定を変更できるというところはメリットとして考えられております。

ただ、配慮すべき事項としまして、使用に関しては、現在使用している紙の教科書を活用しながら、採光や照明など子供たちの健康保護の観点をしっかり取り組むという十分に配慮した活用を行うことが必要ということではあります。

国の計画では、令和6年度から本格的に学習者用のデジタル教科書の導入が予定されておりますが、その導入や活用については、先ほど述べたような課題や、まだデジタル教科書に関しては無償給与の対象外となっておりますので、そういった予算面での検討など、影響等に関する調査研究等の国の結果等を踏まえて検討していく必要があるということではあります。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

いろんな方が丁寧に答弁していただきましてありがとうございました。

それでは、順を追いまして、最初、新自由主義というところから再質問をしたいと思っております。

今述べていただいたとおりに、市場原理を重視した政府の在り方といたしますか、それが新自由主義かなと思いますけど、言われたとおりに、格差などが非常に目立ってきたというふうなことで改善を求められているのかなと思っています。



また、民営化なども行われまして、今、鹿島市でも長崎本線の課題が大きな問題として登場してきていますけれども、1987年に国鉄が民営化されたということで、もしこういったものを国が運営するというふうな形だったら、今私たち鹿島市が持っているような状況にはならなかったのかなと思ったりもしました。それから、やっぱり経済的な面が一番大きいかなということで、いわゆる格差社会の出現には、非正規雇用といいますか、正規社員が少なくなったといいますか、それが非常に大きいのかなというふうに思います。

そこで、お尋ねしたいといいますか、鹿島市当局にでも、また、もちろん民間においてでも非正規雇用の方が増えてきたと。以前は少なかったんじゃないかなと思いますが、このような非正規の方が増えてきたことで、例えば、当局の行政運営や、あるいは市民の暮らしにどう影響しているのか、思われていることを教えてください。

**○議長（角田一美君）**

大代総務部長。

**○総務部長（大代昌浩君）**

お答えします。

鹿島市において非正規雇用が確かに増えてきております。というのは、これまでの新自由主義の影響かどうかというのは分からないですけれども、ここ20年ぐらいの様子で見ますと、これまでになかった業種、例えば、放課後児童クラブとかが平成4年ぐらいに開設されたと思いますけれども、そのときは鹿島小学校に1か所でありました。今はほぼ全部の小学校に放課後児童クラブがございまして、クラブ数も多くて定員も増加しております。

こういった指導員を確保するために非正規雇用者を雇ったということで、これが新自由主義の影響かどうかというのは分からないということで、放課後児童クラブの職員さんというのが午後からの勤務になりますので、当然、短時間勤務の形態になりますので、正規雇用では雇われなくて非正規雇用ということで、鹿島市の中でいえば、そういった職種、新たな子育て支援とか、新たな施設ができたことによる短時間勤務労働者が増えたということでございます。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

この新自由主義が直接鹿島市にどのような影響を与えているのかというのはちょっと分かりにくいところもありますけど、感じといたしまして、先ほどもちょっと申しましたが、何となく一億総中流時代といいますか、非常に元気だったかなというふうな印象があって、調べてみましたところ、1990年代半ばまで日本の賃金はトップクラス。ところが、その後、今日に至るまで、名目賃金はほとんど上昇せず、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、1997

年を100として、2016年には89.7に低下、これはOECDの調査だそうです。それから、退職金も1997年の28,710千円をピークに減少し続け、2018年は17,880千円と、21年間で10,000千円以上もダウンしている、これは厚生労働省の就労条件総合調査というところからです。要するに、日本がどんどん貧しくなっている。じゃ、これは世界的な傾向かといいますと、世界各国では着実に賃金が上昇していて、今や日本の賃金水準は欧米先進国に遠く及ばず、アジアでもシンガポールや韓国よりも低い状況になっているということもありまして、そういった流れを非常に心配しているところであります。

そこで、具体的に鹿島市民の所得がどう変わっていったのかというふうなことをお尋ねしていますが、商工業者については特に資料がなかったということで、農漁業者、それから、給与所得者について、鹿島市民の所得はどのように変わっていったのかということを質問いたします。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

○農林水産課長（山崎公和君）

私のほうからは、1次産業、農業者、漁業者の収入、所得の推移ということでのお尋ねでございますので、そちらのほうをお答えしたいと思います。

まず、議員が質問をされております農業とか漁業の所得というところでの数値になりますけれども、所得というところでの積み上げの数値としてはございませんが、できるだけそれに近い正確な統計とか資料を用いて説明したいと思います。

まず、農業については、国の統計で市町村別の農業産出額という数値がございます。これは、全国、もしくは都道府県を一つの単位として、農産物の生産量及び価格に関する様々な統計等を用いて農業の産出額を推計し、それを各市町村ごとの農産物の生産量などに応じて割り振りを行った方法で出された数値ということで、あくまでも推計の数値でございます。ですので、実際の収入額とかいうところでの精度はございませんけれども、市町村の農業産出における、ある程度の金銭的なボリュームだったりとか長期的な視点での推移の傾向は読み取れるものと考えております。

これにより、鹿島市の農業産出額を申し上げますと、平成12年は6,390,000千円ということでございます。その後、推移を見てみますと、若干の増減を繰り返しながら徐々に増加している状況です。平成28年から平成30年においては、およそ80億円を超える数値ということになっております。

それであわせて、農家数も数字を申し上げますが、5年ごとに調査がなされております農林業センサスで鹿島市の総農家数というのがございますけれども、平成12年が1,996戸、令和2年には1,083戸と、およそ半減に近い状況となっております。この20年間の中での物価の上昇ということもありますので、単純な比較というのはできませんけれども、農業産出額

を1戸当たりで割り戻してみますと、平成12年当時は約3,000千円程度ということになりますが、ここ最近においては7,000千円を超える額ということになります。これは、個々の農家の収入が実際にこのように増えてきたというよりは、比較的農家収入の少ない兼業農家とか小規模の農家が離農された影響として1戸当たりの平均賃金が上がってきている面があると推測をしているところでございます。

次に、漁業者の収入についてですが、これも鹿島市の漁業全体としての収入について積み上げた数字というのはございませんが、主要な漁業でありますノリ養殖の生産額について公表している数値がございましたので、それを用いて説明いたします。

過去20年間、平成12年度から直近の年度までの鹿島市のノリの生産額ですが、これについてはそれぞれの年度の作況の変化が大きくて、およそ十数億円から二十数億円の範囲の中で、大きな金額の幅で増減を繰り返している状況が見られ、生産額の推移を定点的に見るのは困難ということを感じております。

一方、ノリ養殖の漁家数の推移については、平成12年は204戸でしたが、年々減少してきており、令和2年度は104戸ということで、これも農家数と同じく半減をしている状況でございます。

1戸当たりの生産額の推移について、先ほど申しましたように、1年単位での生産額は変動が激しいということで、10年単位での比較をしてみますと、平成12年度から平成21年度の10年間における1戸当たり1年間の生産額が約11,700千円ということになります。その後の平成22年度から令和元年度の10年間においては、1戸当たり1年間の生産額が約15,800千円ということで、約4,000千円の増ということになっております。これについても、あくまでも計算上の数字ということで物価上昇等の考慮はしていないので、単純な比較はできないと考えておりますが、傾向としては、1戸当たりの生産額としては増加しているのではないかと考えております。

以上、農家、それから、漁家の生産額ということで申し上げましたけれども、これについてはそれぞれの生産に要する経費については考慮しておりませんので、あくまでも利益というところではございませんので、御説明申し上げておきます。

**○議長（角田一美君）**

吉牟田税務課長。

**○税務課長（吉牟田 剛君）**

私のほうからは、給与所得の推移についてお答えをいたします。

今回、給与所得ということで質問をしていただいておりますが、給与収入ということでの話をさせていただきたいと思っております。

そして、先ほど厚生労働省の数値ということで言われていたと思っております。その数値が1年間を通して働いた方の統計を取られているみたいです。今回お話しする数値は短期のバイト

の方の給与等も含まれておりますので、それとの比較はなかなか難しいかなということでご了承をいただきたいと思っております。

鹿島市民の給与収入の平均は10年前と比べたら200千円程度上がっていて、約2,800千円となっています。そして、給与収入がある人数は10年前と比べたらほぼ同数の約1万4,100人です。ただ、昨年まではこの人数は徐々に上がっていたんですが、コロナの影響だろうと思われまますので、今年度は10年前とあまり変わらない数字となっています。収入は増えているのですが、人数はあまり変わらないという傾向にはなっております。

収入が増えた要因として推測すると、1つ目は、再雇用制度や定年延長による60歳以上の方が働いているということ、働く期間が長くなったことが要因だと思われまます。再雇用制度で今まで働いていたところをそのまま雇っていただいたら、給与収入は減額にはなると思われまます。ある程度そのままの保障と、安定した給与がもらえるという予測ができるのではないかなと思われまます。

2つ目は、処遇改善の充実による収入の増と考えられまます。処遇改善により、給与の増額や手当の増額などが考えられるからです。

次に、人数が伸びていない要因としては、人口の減少も関係していると思われまます。今回はコロナの影響ということで、コロナの影響がありましたが、再雇用で長く働いているという人もいらっしゃると思われまますので、ほぼ同数になったと思われまます。

今後の予想としては、収入についてはこのまま少しずつは上がっていくかなと思われまます。あと、人数についても、コロナ等が落ち着いた場合は、徐々にですが、増えていくと思われまます。

以上です。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

ありがとうございました。

それではまず、農産物と農家数というのを考えていきたいと思われまますけれども、簡単に言われまますと、新自由主義で減っている農家ということですが、基本的には生産額が増えているということなので非常に力強く感じまます。

それで、農家数が減っているのに生産額は増えているということで、近隣を考えてみまますと、あそこのミカンも俺が近頃は作りよっぱいとか、そういう意見も聞かれまますので、一人の方の働かされている面積等が増えているのかなというふうに思っているわけだ。その辺はどう解釈しておられまますか。

○議長（角田一美君）

山崎農林水産課長。

**○農林水産課長（山崎公和君）**

お答えをいたします。

お尋ねの農家単位当たりの経営規模というところでのお答えをしたいと思います。

農林業センサスの経営耕地面積というのが5年ごとに出されておまして、これによる農家1戸当たりの経営耕地面積の比較をいたしますと、平成12年は1戸当たり1.19ヘクタールです。これが令和2年度の数値で見ますと1戸当たり1.71ヘクタールということで、約0.52ヘクタール増えて44%増となっております。

言われますように、面積が増えているというのは、もともと大規模というか、そういう規模の面積でされていたところが、最終的に小規模のところが辞められた関係で全体的には平均面積を押し上げている面もあると思いますので、単純に個々の農家の面積が増えているというばかりではないと思います。

あと、産出額が増えている要因としましては、やはり農産物の生産として、施設とか高付加価値のものを作っていくというふうな、そういった動きも出てくると思いますので、そういった面での単価の増というのも当然考えられるところがあると思います。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

ありがとうございました。

それでは、同じようにノリ生産者の方ですけれども、御承知のとおり、本年度は100戸を切るんじゃないかというふうなことで非常に心配をしているわけなんですけど、生産金額は年々によって大きく変わるということで、一概に――第1次産業ですので、いわゆる経済政策とは特に関係がないかなというふうに思いますけれども、漁家数は減っているのに生産額はさほど変わらないというのは、どういうふうなことが考えられますか。

**○議長（角田一美君）**

山崎農林水産課長。

**○農林水産課長（山崎公和君）**

ノリの養殖の漁家数、こちらのほうの経営規模ということでお答えをしたいと思います。

こちらのほうは数値がありますのが、平成16年からのノリ養殖の網数、柵数ということでありますけれども、鹿島市の網数、総柵数が、その当時4万8,853柵という数字でございます。これが若干ずっと減ってきておまして、令和2年度の数値としましては3万8,510柵という数字です。これが網数ということになります。

これをそれぞれの、当時、現在の漁家数で割ってみますと、1戸当たりの養殖の網数ですけれども、平成16年度は約261柵になります。これが令和2年度になりますと約370柵ということで、単純に109柵網増えている状況ということで、42%増で、これは一漁家数の数字が

増えているという傾向が出ていると思います。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

ありがとうございました。農家にしましても漁家の方にしましても、やっぱり少なくなっているけれども、残った方々は大変頑張って鹿島市を盛り上げていただいているというふうなことが分かりました。

給与所得者についてですけど、これも市民税が毎年少し上がっていたので、ひょっとしたら給料が上がっているのかなと、そういう議論を予算委員会等で行ったことがあります。

一般的に日本人の平均給与はと聞くと、四百何万円とかいう数字が出てきて、どうしてこんなに違うのかなというふうなことがよく分からなかったんですけども、いわゆる鹿島市の場合は非正規等の方も加えて、国のほうの平均給与というのは丸々働いている正規職員の金額かなというふうなことであります。そういうことでありますけど、鹿島市のほうが若干低いということもうかがえますので、鹿島としてどのように盛り上げていくかということも必要かなと思います。

新自由主義により賃金が低くなっている状況は、鹿島市ではさほど感じられないというふうなことが分かりましたけれども、もっともっと日本を盛り上げるために新しい資本主義ということを出されているわけですが、どういうことを目指されているのか、新しい資本主義とは何を目指されているのか、よろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

新しい資本主義とは何かということについてお答えします。

岸田首相がこの言葉を使ったのは自民党の総裁選の頃からだと思いますが、先日、臨時国会が召集され、首相の所信表明演説でもこのことについて触れられております。

また、内閣官房のホームページでは、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に新しい資本主義実現本部を設置し、新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義実現会議を開催するとしており、10月26日に第1回目を開催し、これまで3回行われております。

会議の論点は、これまでの政府の取組により経済面での成果が生み出される一方、いまだに低い潜在成長率やコロナ禍で顕在化したデジタル対応の遅れ、非正規、女性の困窮などの課題、さらには気候変動など、経済社会の持続可能性の確保、テクノロジーをめぐる国際競争の激化といった新たな構造的課題を踏まえ、我が国が目指していく新しい資本主義の姿は

いかにあるべきか、成長と分配の好循環について、分配の原資を稼ぎ出す成長と次の成長につながる分配を同時に進めることが新しい資本主義を実現するための鍵、諸課題の解決に向けて、政府、企業——これは経営者、働き手、取引先を含めてということです。それと、イノベーション基盤——大学等であります。そういった各主体が果たすべき役割、国民生活者の参画の在り方、官民それぞれが役割を果たす中での協力の在り方とは何か。以上のようなことを論点とし、持続可能性や人を重視し、新たな投資や成長につなげる新しい資本主義の構築を世界各国において目指す動きがある中、日本がそれを先導することを目指すといった提言がなされております。

もう少し詳しく申し上げますと、諸課題を解決し、分配の原資を稼ぎ出すための成長と次の成長につなげるための分配の好循環の起爆剤とするとし、先日の所信表明でも、まず、成長戦略では、官と民が共に役割を果たし、協働して大胆な投資を行うこととし、科学技術によるイノベーションの推進や科学技術分野の人材育成強化のための大学改革、地方を活性化させるためのデジタル田園都市国家構想を推進する。また、気候変動問題解決のため、再生可能エネルギーの導入拡大といったクリーンエネルギー技術の開発など、科学技術立国の推進、経済安全保障を推進するための法案の策定などであります。

一方、分配戦略として、人への分配はコストではなく未来への投資であり、官と民が共に役割を果たすことで成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで次の成長につなげるという考えの下、まず、国は看護、介護、保育、幼児教育などの分野において給与の引上げを行い、民間企業の賃上げを支援するための環境整備に取り組む。給与を引き上げた企業を支援するため、税額控除率の引上げや補助率の引上げ、大企業と中小企業の共存共栄のためのパートナーシップ構築宣言推進などが掲げられています。ほかにも、男女間の賃金格差解消、非正規雇用労働者の待遇改善、子ども・子育て支援の推進など、安心と成長を呼ぶ人への投資の強化を図るといったものでございます。

以上のように様々な政策を打ち出していくという考えではありますが、実施するに当たり、具体的にはまだ示されていないので、どのように具現化されるのか、現時点では不明ですが、新しい資本主義実現会議の中で来年の春に全体のグランドデザインとその実行計画を取りまとめるということでございますので、明らかになるのはもう少し時間を要するというところでございます。

**○議長（角田一美君）**

5 番樋口作二議員。

**○5 番（樋口作二君）**

ありがとうございました。これについては、これからまた新たにいろいろ出されると思いますので注視をしていきたいと思っております。その分配も非常に力を入れていただいているあたりは期待できるかなと思っておりますけど、一番今、例えば、新しい資本主義というような中で、

ある意味給料が下がっているといっても、非常にぜいたくな暮らしを、近代的な暮らしをしていると。その前提条件が、外国の貧しい人とか、あるいは地球環境とか、そういったところに負荷をかけてこのような生活ができているというあたりも注視をしていかなければいけないというふうに思います。

それでは、デジタル社会について詳しい説明をしていただきましてありがとうございます。これからもずっといろんな形でまた入ってくると思いますので、注視をしていかななくてはならないというふうに思います。

そして、キャッシュレスについても丁寧に説明をしていただきましてありがとうございます。私がこれをして思ったのは、例えば、カードを使います。そうすると、カード会社に私が使ったお金の3%が入るんだというふうなことを伺いましたけど、結局お店に払うのが満額じゃなくしてカード会社に行くんだというあたりはどのようになっているんですか。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

カードを利用した場合のカード会社に入る手数料というのが、その手数料はカードが利用できるお店側の負担ということになります。また、カード会社によったり電子マネーの会社によったりしてこの手数料というのも違いますので、こうした手数料負担があるという部分が、キャッシュレス決済が国内であまり普及しない一つの要因かというふうに捉えております。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ありがとうございました。私たちの消費活動がどのようになっているのかということも詳しく知っておく必要があるかなということと、それから、やはりカードでお金を使うというのは非常にお金を使い過ぎやすいといいますが、そのような傾向もあるということでもありますので、その辺も注意して消費活動を続けていかなければいけないというふうに思いました。

それから、教育についてですが、丁寧な説明ありがとうございました。GIGAスクール構想が着実に進められているというふうな状況、あるいは子供への健康、これもしっかりと対策をいただいているということ、それから、オンライン授業とかデジタル教科書についても説明をいただきました。

オンライン授業についてですが、確認の意味で、今言われたとおり、教室に入れない子とか、病気で学校に来れない子とか、どうしても授業に参加できない児童、そのような環境のときだけで、ふだんは教室の中において対面で授業をするというふうな形で進められるとい



うことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口教育次長。

○教育次長（山口徹也君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、リモートで対応ができるからといって、それが全てというわけではございませんで、子供たちが実際の対面授業に出席できる場合は当然そちらのほうを優先するという形で、リモートは活用するということが現在執り行っている状況でございます。

○議長（角田一美君）

5 番樋口作二議員。

○5 番（樋口作二君）

ありがとうございました。デジタル教科書について、知らなかったですけど、令和6年度から導入計画があるということで、これからまたいろいろ考えられるというふうに思いますので、また機会があれば後ほど質問いたしたいと思います。

そういったことを考えますと、教師と子供たちが学校の中でつくり出すハーモニーといいますか、そのようなところが非常に教育のすばらしいところかなと私は感じてきたんですけど、何かデジタルというのが果たして今までずっと築かれてきた日本の教育界になじむのかなというあたりを非常に危惧しているんですけど、教育長、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

デジタル化の問題ということで大きな質問をしていただきましたけれども、先ほどデジタル教科書の話が出てきましたので、少しお話をしたいと思います。

教科書というのは4年に1回改訂がございます。現在、小学校が令和2年度から、中学校が令和3年度、本年度から使用しております。小学校が2、3、4、5と令和5年度まで使用しますので、次の改訂の時期、令和6年度に合わせて、国はこのデジタル教科書をどのように使用していくかを今検討していると。

ですから、平成30年度から毎年のようにデジタル教科書の使用の仕方というのが変わってきています。平成30年度に法改正をされて、平成31年度、令和元年度からは各教科の授業時数の半分程度はデジタル教科書を使ってもいいですよ。そういうのを出したかと思えば、昨年度また法令が改正されまして、本年度からはその2分の1、授業時数の縛りがなくなったというようなところで、国も今、この教育のデジタル化、特にデジタル教科書の使い方に向けて、いろんな検証をしているという段階です。

先ほどございましたように、本年度、本市では北鹿島小学校に算数のデジタル教科書を、これは無償で実験のために使用していただいているというところです。

先ほどから教育次長が申しましたように、国もこのデジタル化というものは避けて通れないものですので、子供たちが、例えば、タブレット端末のようなデジタル機器を使いこなせるようになるというのが1つ。もう一つは情報活用能力ですね。これは情報を収集したり、整理したり、比較したり、発信したり、伝達する力、この情報活用能力をやはり学校ではしっかりつけていかなければならないと考えております。

しかしながら、議員が申されるように、学びというものはやはり実体験ですね。特に直接体験、これは小学校の低学年あたりから非常に重要視されますので、やはり五感を通した学び、そして、学校、教師、児童・生徒という存在、紙の教科書、あるいは教育課程、これはこれまでどおり大切にすることを国も申しております。

先ほどから申していますように、デジタル化をいかに活用していくか。タブレットは道具として、教科書も紙の教科書と併用しながら、効果的に活用していくことが大事だと言われております。ですので、教育の根本は変わらないということで、その部分を大切にした教育を今後も進めていきたいと考えております。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

教育の根本は変わらないというふうな力強い言葉をいただきまして、またこれからも押し寄せてくるであろうデジタル化の中で、ぜひ本当の子供たちの生き生きとした鹿島市の教育の発展を望みます。

最後にですけれども、今日いろいろ議論してきましたが、社会の流れとか、デジタル化への流れ、あるいは教育についてとか、ぜひいろんなことをコメントいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

御指名ですから、時間の許す限りお話をしたいと思います。

まず、新自由主義をめぐる議論がございました。部長は非常に丁寧によく説明をしたと思います。しっかり勉強したと思います。

その中で、恐らくこういう自治体はどういうふうにそこを対応していくかということがこれから大事ななと思いました。私としては、新自由主義の、これは全体としては少なくともマイナス面は地方のほうにきつく働いていると思います。なぜかといいますと、都市と地方とに分けますと、地方のほうに、地域産業にかなりしわ寄せが来ています。したがって、幾

ら地方創生といってもカバーし切れないと。だから、そこをどういうふうに対応していくかということが今からの宿題になると思いますが、これはさっき部長が言っていましたけど、春に具体的なことが発表されるんですよ。それを見てからのほうがいいと思います。経済力のない自治体には、どちらかという軸足は新しい資本主義のほうに我々は期待をすべきではないかなと思っております。

あと、そのことのほかに、冒頭言われた田澤さんの話でちょっと考えたことがありますので御紹介だけしておきますと、明治150年を記念して、鹿島の独特の明治以来のいろんな人々を中心に、歴史的に書かれた本は御承知だと思います。全部私が冒頭の端書きを書いておりますけれども、つい最近、先月——今お手元にお持ちの本、これは大論文で、僕は傑作だと思うんですよ。よく書いてあります。自分が冒頭に紹介文を書いているから言うわけじゃありませんけど、大変な苦勞をして書かれた論文だと思いますが、その中で関係あるのは、お話があった渋沢さんと田澤さん、話せば長いことながら、1つ2つ御紹介しておきますと、お二方とも論語というのを頭の中に置いていろいろ生活したり、行動を取っておられました。

その次に、田澤さんも、それから渋沢さんも、自分の行動の原点にふるさとというのがにじみ出ているんですよ。ただ、今度是对立する部分がありました。どこが対立するかというと、田澤さんは青年ということで、日本の将来に非常に希望をかけておられました。ところが、渋沢さんは現実世界、現在あるところに希望を見いだして、資本主義の、言わば旗頭というふうに扱われていたということで、自分の思いの対象とするところが違ったんですよ。いいとか悪いじゃありません、違っておりました。ただ、頭の中はいつも同じことを考えておられまして、ジュネーブで労働関係の国際会議があったのは御承知だと思いますけれども、そのときに渋沢さんは、田澤さんが日本の業界とか労働者を代表する人物として適当だということを推薦されまして、その代表として実は、権力側と言う言葉がストレート過ぎますけど、じゃないほうの代表として出席しておられます。だから、いつも両側から眺めながら同じ思いを抱いておられたということが共通しているんじゃないかと思っております。

繰り返しますけれども、その中から出てくる中で、「一事貫行」という言葉をあそこに書いておきました。私も論語の中から紹介した文書がございますけれども、そういうことを頭に置きますと、新しい資本主義の中で、全部吸い込むかどうかは別としまして、もし我々が対応するとすれば、頑張った人は報われないといけないというのが中心なんですよ。それはぜひ頭の中に入れておかないといけないなど。そして、なかなかお話する機会はないと思いますけど、政治家として頭に置かないといけないのは、耳触りのいいフレーズだけを連発するなど。つまり、できもしないようなことと受け取られるので、選挙対策みたいに言うといかんですけれども、それに対して耳触りのいい言葉ばかり言ってきたというのは、結果的に自分に返ってくるなという思いをしておりました。

最後に、私は個人的には田中角栄さんという人を尊敬したりとか評価したりとかはありませんけれども、この人の言った言葉でいいなと思うものを1つだけ紹介してお答えしておきます。

政治家としてできないことは約束するなど。できないことを約束すると、必ず自分の墓穴になるよということを言っておられました。

ちょっと話があっちこっち行きましたが、時間があつたらゆっくり作二さんと、名字も同じですから話したいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（角田一美君）**

5番樋口作二議員。

**○5番（樋口作二君）**

短い時間しか残されないで、誠に申し訳ございませんでした。また、いずれの機会か市長の話を伺えればなというふうに思います。

今回は鹿島市のいろんなこれからの課題等も見ても質問いたしました。一緒にこれからもまた鹿島市の発展を考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

**○議長（角田一美君）**

以上で5番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明11日から13日までの3日間は休会とし、次の会議は14日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時5分 散会